

御船町議会第 10 回定例会(12 月会議)会議録
(第 1 号)

平成 28 年 12 月 8 日 (木)
(第 1 日目)

平成28年度第10回御船町議会定例会（12月会議） 議事日程（第1号）

平成28年12月8日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

1 番 田端 幸治 君

8 番 池田 浩二 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 議案第24号 指定管理者の指定期間の変更について

第 4 報告第25号 御船町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第26号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第27号 御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第28号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第8号）について

第 8 議案第29号 平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（3号）について

第 9 議案第30号 平成28年度御船町介護保険事業保険事業特別会計補正予算（第3号）について

第10 議案第31号 平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について

第11 議案第32号 平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

第12 議案第33号 平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について

第13 議案第34号 平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）を改正する条例の制定について

第14 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第15 発議第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

第16 請願第3号 御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願について（継続審査）

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番 田端 幸治 君	2番 森田 優二 君
3番 岩永 宏介 君	4番 中城 峯視 君
5番 福永 啓 君	6番 田上 忍 君
7番 藤川 博和 君	8番 池田 浩二 君
9番 清水 蕙 君	10番 塚本 勝紀 君
11番 田中 隆敏 君	12番 沖 徹信 君
13番 岩田 重成 君	14番 井本 昭光 君

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 藤野 浩之 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君
企画財政課主幹	坂本 朋子 君	税 務 課 長	福本 悟 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	坂本 幸喜 君
福祉課長	道山 敏文 君	健康づくり支援課長	松下 信一 君
農業振興課長	松永 正夫 君	商工観光課長	野口 壮一 君
建設課長	松岡 秀明 君	学校教育課長	米満 速敏 君

社会教育課長 吉本 正剛 君 環境保全課長 宮崎 靖 君
会計管理者 福田 敏江 君 監査委員 山下 誠雄 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（井本昭光君） おはようございます。

ただ今から、平成28年度第10回御船町議会定例会12月会議を再開いたします。

岩永議員が少々遅れるとの連絡が入っております。また本日、藤本企画財政課長がインフルエンザのため出席できませんので、坂本企画財政課主幹が説明員として出席をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井本昭光君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、田端幸治君、8番、池田浩二君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 諸報告

○議長（井本昭光君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告を行います。議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配布のとおりです。内容を御覧の上御了承を願います。

平成28年11月14日から16日に、御船町議会議員全員研修を実施しました。新潟県長岡市において中越地震からの復興への取り組みについて研修を行いました。旧山古志村での現地研修も行い、中山間地域の復興の参考となりました。また、要望活動として県選出の国会議員や総務省を訪問し、意見交換を行い、熊本地震及び豪雨災害に伴う復旧・復興に代わる特別な支援を求めるための意見書や要望書を提出いたしました。

平成28年11月22日には、町内2カ所において議会報告会を開催いたしました。報告会において、平成27年度の議会活動の報告や本年4月に発生しました熊本地震への取り組みについて報告を行いました。参加者の方からも熊本地震からの復旧・復興に対し貴重な御意見をいただきました。

次に、今回受理しました陳情第7号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書について。陳情第8号、「介護保険制度の見直し」と「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書。陳情第9号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情。陳情第10号、国民健康保険の改善に向けた陳情。陳情第11号、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情書については、机上配布としました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査9月、10月分の結果報告は配布しております報告書のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

続いて行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

11月8日に御船町職員採用に係る二次試験を実施し、一般事務及び土木職合わせて16人が受験しました。二次試験は集団討論、個人面接及び作文の合計点数による選考とし、上位から一般事務職6人、土木技術職3人を合格としました。

次に、11月21日に、御船町町内郵便局及び御船東郵便局と地域における協力に関する協定の調印式を行いました。協定の内容は、主に郵便局の配達員等がその職務中に町民の異変や道路の異常等を発見した場合に、町に情報提供を行うというもので、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するものと思っています。

次に、企画財政課について報告します。

平成29年度予算編成について、11月8日に各課長及び係長を対象に予算編成方針説明会を開催しました。要求期限が本日までとなっておりますので、各課において予算要求作業のまとめを行っているところです。本町におきましては、要求基準を震災関連事業を除いた物件費等に対し、前年度比95%とする方針を示したところです。

次に、10月17日から11月11日まで町内の10地区で震災復興計画策定についての地区座談会を開催しました。延べ332人の参加があり、町長以下全課長が出席のもと、意見交換を実施しました。それぞれの地区で課題が違ふことから、震災復興計画では地区計画まで策定することにしていますが、改めてその必然性を感じたところです。

次に、熊本地震義援金の配分について報告します。11月29日に、第5回熊本県義援金配

分委員会が開催され、市町村への配分方針が示されました。この中で、一部損壊の住家被害に対し、家屋の修理代100万円以上を支払った世帯に10万円の義援金が配分されることになりました。町配分委員会では県が定めた基準に沿い配分することが決定されていますので、年内には対象世帯からの申請受付を開始する予定です。

次に、応急仮設住宅の入居状況について報告します。応急仮設住宅は21団地、425戸が建設されており、11月末現在で398戸入居されています。みなし応急仮設住宅は10月末現在で313件の入居が決定していると報告を県から受けています。

次に、税務課について報告します。

平成29年度住民税及び国民健康保険税の申告相談をカルチャーセンター 1 階ロビーにおいて、2月16日から3月15日までの日程で行います。詳しい日程等は広報みふね 1 月号やホームページにおいてお知らせいたします。この申告相談は平成28年1月から同年12月まで1年間の収入を町に申告していただくもので、住民税をはじめ国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療保険の判定の基礎となります。また地震により被災された方に対する確定申告相談が熊本市の火の国ハイツにおいて開催されます。住宅や家財等の損失額を算出し、雑損控除の申告をすることによって、所得税等の軽減を受けられる場合があります。

次に、こども未来課について報告します。

11月14日に、御船町ホームページで町立高木保育園の民営化に係る引受法人の募集を公表しました。応募期間は平成29年1月31日までとしています。また、11月24日には引受法人説明会を実施しました。町内4法人に加え、町外から2法人が説明会に参加されました。

次に、健康づくり支援課について報告します。

11月11日と12日の2日間で実施しました御船町健康診査は、総受診者408人であり、例年より多い結果となりました。震災の影響により7月に実施した健診を受けることができなかった方の受診や健康づくり地区推進委員による受診勧奨の声かけにより受診率向上につながったと考えます。健康結果説明会については、12月22日と26日に保健センターにて実施します。

次に、農業振興課について報告します。

農地・農業用施設災害復旧事業の災害査定については、九州農政局及び県の指導により設計書策定の簡素化を取り入れながら、12月末までに査定を終えるよう事務を進めています。

す。併せて補助率増高申請に必要な字切図策定作業も進めています。

また、林道施設災害復旧事業の災害査定16件が終了し、工事発注に向け準備を進めているところでは。

次に、商工観光課について報告します。

御船町特産品「御船のいさぎ」認定申請商品について、熊本地震の影響により10月14日まで追加募集を行った結果、食品加工品、工芸品、農産物を合わせ26品目の応募がありました。11月15日に、御船町特産品認定審査会を開催し、職員や申請者からのプレゼンをもとに審査した結果、基準を満たした19品目の認定候補商品が選定されました。審査会からの方針を踏まえ、正式に認定を決定いたしました。

その後、12月5日に認定された事業者への認定証交付式を行いました。今後、認定された商品のPR及び販売路の確保並びにふるさと納税の返礼品リストに追加し、販売促進を図っていきます。

次に、建設課について報告します。

熊本地震により被災した住宅の応急修理制度申請の受け付けを実施しています。11月25日現在746件の申し込みを受け付けており、手続きが完了次第随時応急修理工事に着工していただいているところです。

また、熊本地震並びに梅雨前線豪雨災害については、現時点で第19次査定まで終了しています。災害復旧工事の発注については、災害査定の進捗に合わせて順次行う予定です。熊本地震並びに梅雨前線豪雨査定については、12月までに終了することが必須であることから、現在全国各地から人的支援を受けながら体制を整え業務を遂行しているところです。

次に、環境保全課について報告します。

倒壊家屋等の公費解体について、12月5日現在、申請件数は1,081件、解体完了件数207件、年内に解体完了する件数は240件と想定され、おおむねスケジュールどおり進捗しています。また公費解体災害ごみの町民グラウンド搬入については12月28日まで、年始は1月5日から搬入できます。今後、嘱託員定例会、広報みふね、ホームページ等でお知らせします。

次に、社会教育課について報告します。

11月20日、御船町体育協会主催で第15回町民スポーツ大会が種目ごとに会場を振り分けて開催されました。同日、午後2時からリオオリンピックメダリスト、競泳の萩野公介

さんとウエイトリフティングの三宅宏実さん、スポーツキャスターの高橋尚子さんが御船中学校を訪問され、夢を持つことの大切さを生徒たちに熱く語られ、会場は熱気にあふれ、盛会のうちに終了しました。

次に、スポーツセンターの再開について報告します。10月末日をもって避難所を閉鎖し、11月12日からプールを再開しているところです。アリーナにつきましては、被災状況が思ったよりもひどく、復旧した後に再開する予定です。その他、カルチャーセンター、恐竜博物館など、来年2月に国の査定を受け、工事に着手していく予定です。

以上で行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議案第24号 指定管理者の指定期間の変更について**

**日程第4 報告第25号 御船町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第5 議案第26号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第6 議案第27号 御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（井本昭光君） 日程第3、議案第24号、「指定管理者の指定期間の変更について」から、日程第6、議案第27号、「御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」まで、4件を一括上程します。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第24号、指定管理者の指定期間の変更について。御船町スポーツセンターについて、次のように指定管理者の指定期間を変更する。

提案理由。指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第25号、御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改定に鑑み、御船町の一般職の職員の扶養手当及び給料表に関する所要の改定を行う必要がある。これが、こ



の議案を提出する理由である。

議案第26号、御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。人事院勧告に基づく地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改定に鑑み、御船町職員の介護休暇の改定及び介護時間の新設等を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第27号、御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。消防団員の増加により、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 私から少し内容について御説明を加えさせていただきたいと思います。

まず、議案書の2ページです。指定管理者の指定期間の変更についてでありますけれど、この現協定書につきましては、平成26年8月議会において議決をいただいたものであります。御存じのとおり、10月末日まで熊本地震による避難所として使用してまいりました。その際には、5月の連休から6月にかけてまして応急的な工事を行い、そして避難所として使用してきたわけです。

しかし、スポーツセンターにつきましてもかなりの被害を受けております。今後の予定としましては、来年の2月にその査定を受けて、それから改修の工事の準備に入るということになります。したがって、平成29年度中に、そのスポーツセンターについて、元の形に戻すという予定で考えております。したがって、その期間につきまして、本来のスポーツセンターとしての用途をなかなか果たせない状況にありますので、今回1年間その指定期間についての変更を行い、そしてその再開に備える準備を終えた後に新たに指定管理についての議案として、また提出をするということを考えておるところであります。

次に、議案書の3ページになります。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でありますけれど、これにつきましては、なかなか議案書としては見つらうござい

ますので、議案の説明書で少し説明を加えたいと思います。

議案説明書の1ページからになりますけれど、まず、提案理由にありましたとおり人勧等給与法の改正に基づきまして本条例を改正するものでありますけれど、説明書の1ページの第9条の中で、第2項第3号を追加しております。これは扶養手当に関してですけれど、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫の「子と孫」を1つは分割をしたものです。

子どもに対する扶養手当というのがこれまでと変わっております。孫は扶養親族になりますので、扶養親族と子をここで切り分ける必要があるということで、今回「子」と「孫」を分けたということになります。

それから、同じく9条の第3項に、扶養手当の月額につきましては、これまでの配偶者扶養親族について1万3,000円だったのを、1人について6,500円、それから子について、同項第2号に該当する扶養親族について、1人につき10,000円とすると、これは子どもについてということになります。ただ、これは段階的にこの所要の改正をするということになっておりまして、その部分につきましては議案書の附則の第2条で段階的に下げる旨を明示しております。

次に、議案第26号です。御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でありますけれど、提案理由にありますとおり、法律の改正に伴いまして条例の所要の改正が必要になってくるということになります。これにつきましても、議案説明書の12ページからになります。その第8条の2ですけれど、その中で、これまでは、旧を見ていただきますと、「当該子」となっておりましたけれど、この「当該子」の規定に新たに民法における特別養子縁組、それから児童福祉法の里親制度に基づく養子縁組、こういった子について新たに追加をされた、規定をされたというのが1つになります。

それから、説明書の15ページくらいからになりますけれど、これまでは旧の欄を見ていただきたいと思いますけれど、15条の第2項においては、これまで1の継続する状態ごとに、要するに介護が必要とされる1の継続する状態ごとに連続する6月の期間で1回となっていたんですけれど、それを今回は6月を超えない範囲内で、それを3回超えない範囲で介護休暇を取ることができると改正をされました。

さらに、15条の2です。新たに介護時間というものが付け加えられました。この介護時間につきましては、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の間において、

1日の勤務時間の一部を勤務しないということが適当である、相当であると認められる場合における休暇が与えられることになりました。

2項では1日につき2時間を超えない範囲と定められております。

さらに、3項では、その勤務しない時間につきましては、給与額を減額するという規定になっております。

続きまして、議案第27号になります。御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれど、これにつきましては、現在消防団員の定員につきまして、この定員の部分について改正をするものであります。現在の定員が420名となっておりますけれど、今年度中、平成28年度中に消防団員の増加がありました。したがって、既に10月1日現在において、この420名を上回っております。そこで、今回この消防団員の定員数を450人に改めるというものであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第28号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第8号）について

日程第8 議案第29号 平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（3号）について

日程第9 議案第30号 平成28年度御船町介護保険事業保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第10 議案第31号 平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第11 議案第32号 平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第12 議案第33号 平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第34号 平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）を改正する条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第7、議案第28号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第8号）について」から、日程第13、議案第34号、「平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について」まで、7件を一括して上程します。

提出者からの、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第28号、平成28年度御船町一般会計補正予算（第8号）。平成28年度御船町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ65億8,471万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206億6,005万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債補正。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債補正」による。

議案第29号、平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,553万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,259万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第30号、平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,868万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億167万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第31号、平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）。平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ108万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,531万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第32号、平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,303万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。第2条、債務負担行為の設定は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債補正。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債補正」による。

議案第33号、平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）。平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ510万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,099万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第34号、平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）。

総則。第1条、平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成28年度御船町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億3,279万4,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

○企画財政課主幹（坂本朋子君） 企画財政課、坂本です。

それでは、議案第28号、一般会計補正予算の説明をいたします。まず6ページから12ペ

ーじまで、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで1年間に発生します各課の各種委託料、リース料等に係る債務負担行為の補正が82件です。12ページから18ページまでが、複数年度にわたる債務負担行為26件の補正となります。

続きまして地方債の補正です。19ページをお願いいたします。主なものといたしまして、公共土木施設災害復旧事業債を6億1,040万円の増額、主に道路、橋りょう、河川の災害復旧事業に係る地方債です。補正後の限度額が9億400万円となります。

それから、文教施設災害復旧事業債を2億7,430万円の増額、主にカルチャーセンター、スポーツセンター、恐竜博物館等の災害復旧事業に係る地方債となります。補正後の限度額が3億6,830万円です。

次に、災害対策債を10億8,850万円の増額、災害廃棄物処理事業に係る地方債です。今回、熊本地震対応として特別交付税から振り替えとなった7億5,910万円を含んだ額となっています。補正後の限度額が14億3,720万円です。

次に、宅地耐震化事業債を8億1,160万円、新たな地方債となります。主に大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に係る地方債です。補正後の限度額は同じく8億1,160万円です。

次に、歳入欠かん債を1億4,780万円、新たな地方債となります。熊本地震災害に係る町民税及び固定資産税減免分を補填する地方債です。補正後の限度額は、同じく1億4,780万円です。

都合、今回地方債を30億100万円追加補正いたします。補正後の限度額が48億4,880万円です。

続きまして、20ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書です。まず、歳入です。主なものを御説明してまいります。

1款、町税1億4,786万3,000円の減額です。先ほど地方債の補正で御説明いたしましたとおり、熊本地震災害で半壊以上の罹災を受けられた方の個人住民税と家屋に係る固定資産税を減免したことによる減額となります。補正後の額は12億5,655万8,000円です。

10款、地方交付税7億825万4,000円の減額です。先ほど、地方債の補正で御説明いたしましたとおり、災害廃棄物に係る国庫補助の残について、従来は80%特別交付税を措置されるルールですが、熊本地震対応で災害対策債を100%充当する旨の通達を受けたことによる補正1号から3号分についての税源組み立てなどになっております。

14款、国庫支出金32億412万5,000円です。主なものは、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、被災した道路、橋りょう、河川に係る工事費に係るものです。このほかスポーツセンターをはじめとした社会教育施設災害復旧事業国庫負担金、公営住宅施設災害復旧事業国庫負担金、災害廃棄物処理事業費国庫補助金などとなっています。補正後の額が60億3,051万2,000円となります。

次に、15款、県支出金10億7,941万9,000円です。主なものは、農地・農業用施設災害復旧事業費県負担金です。熊本地震及び豪雨災害で被災した農地や農業用施設の工事費にかかるものです。このほか、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金、熊本地震災害における災害救助法適用事業県委託金となっています。補正後の額が34億511万3,000円です。

次に、21款、町債30億100万円です。主なものは、公共土木施設災害復旧事業債です。このほか社会教育施設災害復旧事業、災害廃棄物処理事業、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業債となっています。補正後の額が47億660万円です。

都合、補正額合計が65億8,471万5,000円です。補正後の予算額が206億6,005万1,000円となります。

21ページをお願いいたします。続きまして歳出となります。主なものを御説明いたします。

3款、民生費3億2,118万9,000円です。主なものは災害救助法適用の住宅応急修理事業、応急仮設住宅用物置リース料です。補正後の予算が39億9,781万2,000円となります。

4款、衛生費5億7,294万6,000円です。主に災害廃棄物処理事業費となっています。補正後の予算が33億8,859万4,000円です。

9款、教育費1億519万円です。主なものは八勢目鑑橋災害修復事業工事費です。補正後の予算が14億6,565万2,000円となります。

10款、災害復旧費55億47万9,000円です。主なものは、農地・農業用施設災害復旧事業、道路・橋りょう施設災害復旧事業、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、スポーツセンター、カルチャーセンター、恐竜博物館等の社会教育施設災害復旧事業となっています。補正後の予算が73億8,897万5,000円となります。

都合、補正額の合計が65億8,471万5,000円です。補正後の予算額が206億6,005万1,000円となります。

続きまして、議案第29号をお願いいたします。国民健康保険事業特別会計補正予算です。4ページをお願いいたします。歳入歳出事項別明細書です。

歳入、12款、繰越金1,553万5,000円、補正後の額が5,225万6,000円となります。

歳出の主なものは、2款、保険給付費1,600万円です。熊本地震災害に係る被災者の窓口負担減免に係る療養費負担金の増となります。補正後の額は17億4,123万6,000円です。

補正総額が1,553万5,000円となります。

続いて、議案第30号をお願いいたします。介護保険事業特別会計補正予算です。4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為の補正です。

地域包括支援システム等の保守費用の委託費、県の複数年に係る債務負担行為となっています。

5ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書です。収入の主なものは繰越金です。補正額2,776万6,000円です。補正後の額が3,967万1,000円、補正の合計が2,868万9,000円で、補正後の予算総額が18億167万5,000円となります。

6ページをお願いいたします。歳出になります。主なものは、諸支出金で2,776万6,000円です。平成27年度の事業費確定に伴う国・県に対する返還金となります。補正後の額は3,968万1,000円です。補正総額が2,868万9,000円で、補正後の予算総額が18億167万5,000円となります。

続きまして、議案第31号をお願いいたします。議案第31号、緑の村運営事業特別会計です。4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為の補正です。吉無田高原緑の村マウンテンバイク（MTB）スキルパーク維持管理業務委託に係る債務負担行為で、単年度分となります。

5ページをお願いいたします。歳入歳出補正事項別明細です。歳入の主なものは入場料の減額144万6,000円、使用料の減額240万円です。補正後の額はそれぞれ62万7,000円、93万1,000円となります。補正の総額は108万6,000円の減額となり、補正後の予算は1,531万1,000円となります。

6ページをお願いいたします。歳出です。1款、総務費108万6,000円の減額となります。職員人件費の減額によるものです。補正後の額が1,501万1,000円、補正後の予算総額も増額となります。

続いて、議案第32号をお願いいたします。公共下水道事業特別会計補正予算です。4ペ

ージをお開きください。第2表、債務負担行為の設定です。公共工事積算システムリース料の設定で、複数年にわたるものです。

5ページをお願いいたします。第3表、地方債補正です。御船町公共下水道事業債を280万円補正、補正後の限度額は560万円となります。補正後の限度額総額は1億8,550万円です。

6ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書です。主なものは、2款、使用料及び手数料です。熊本地震災害に係る減収による1,700万円の減額補正となります。補正後の額は1億331万9,000円です。これに合わせて一般会計繰入金を計上しています。補正額1,773万6,000円、補正後の額は2億5,096万5,000円となります。補正総額は73万6,000円、補正後の予算総額は7億8,303万3,000円となります。

7ページをお開きください。歳出となります。1款、総務費73万6,000円。主に消費税納付金69万8,000円です。平成27年度において事業費が減少したことにより消費税の納付が生じたものです。補正後の額は1億1,026万8,000円、補正総額は73万6,000円、補正後の予算総額は7億8,303万3,000円となります。

続きまして、議案第33号をお願いいたします。議案第33号、情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算です。4ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細です。まず歳入です。3款、繰越金、補正額510万8,000円で、補正後の額は510万9,000円となります。補正総額510万8,000円、補正後の予算総額が6,099万5,000円となります。

5ページをお願いいたします。歳出です。1款、総務費、補正額510万8,000円、補正後の額は6,099万5,000円、補正後の予算総額も同額となります。熊本地震による新規加入、移設工事の増などによるものです。

議案第34号をお願いいたします。水道事業会計補正予算です。2枚めくっていただいて、収益的収入及び支出のところでは、収入の主なものは、1款、水道事業収益。1項、営業収益。1目、給水収益。1節、水道料金について。熊本地震による水道料金の減免4,153万5,000円の減。

2款、営業外収益。3目、他会計補助金。1節、他会計補助金について、一般会計補助金の減3,274万7,000円の減となります。

収益的収入の補正額合計は8,138万3,000円の減、補正後の額は3億2,142万9,000円となります。

次に、支出の主なものは、1 款、水道事業費用。1 項、営業費用。2 目、配水及び給水費。4 節、修繕費について、3,500万円の減。熊本地震に係る修繕費の実績が見込額を下回ったための減額となります。

続きまして、次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出のところでは、収入について、主なものは、1 款、資本的収入。1 項、国庫支出金。1 目、国庫補助金2,187万円の減額。国庫補助事業の減によるものです。4 項、企業債。1 目、企業債。1 節、企業債 1 億5,590万円の減。同じく、国庫補助事業の減による減額です。

資本的収入の補正合計額は 1 億7,777万円の減、補正後の予算総額は2,141万3,000円となります。

次に、支出の主なものは、1 款、資本的支出。1 項、建設改良費。1 目、送配水工事費。2 節、工事請負費 1 億4,199万8,000円の減額、収入と同じく国庫補助事業の減によるものです。

資本的支出の補正合計額は 1 億5,156万8,000円の減、補正後の予算総額は 1 億5,420万7,000円となります。

補正予算の説明は以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（井本昭光君） 日程第14、諮問第2号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を上程します。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について。人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので議会の意見を求める。

1、住所、熊本県上益城郡御船町大字陣1988番地6。

2、氏名、中嶋啓介（なかしま ひろゆき）。

3、生年月日、昭和18年11月25日、満73歳。

提案理由。人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案説明書の18ページをお開きいただきたいと思います。今回の人権擁護委員の推薦につきましては、継続しての推薦であります。主な経歴は、4番目に

書いてありますとおりでありまして、中嶋さんにつきましては、人権意識並びに人権感覚に優れた方ということで今回推薦をするものであります。

○議長（井本昭光君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれをもって散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 00 分 散 会

御船町議会第 10 回定例会(12 月会議)会議録
(第 2 号)

平成 28 年 12 月 12 日 (月)
(第 2 日目)

平成28年度第10回御船町議会定例会（12月会議） 議事日程（第2号）

平成28年12月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

5番 福永 啓 君

1番 田端 幸治 君

3番 岩永 宏介 君

第2 議案第24号 指定管理者の指定期間の変更について

第3 報告第25号 御船町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第26号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第27号 御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番 田端 幸治 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯視 君

5番 福永 啓 君 6番 田上 忍 君

7番 藤川 博和 君 8番 池田 浩二 君

9番 清水 蕙 君 10番 塚本 勝紀 君

11番 田中 隆敏 君 12番 沖 徹信 君

13番 岩田 重成 君 14番 井本 昭光 君

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 藤野 浩之 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

| | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 町 長 | 藤木 正幸 君 | 副 町 長 | 本田 安洋 君 |
| 教 育 長 | 本田 恵典 君 | 総 務 課 長 | 吉本 敏治 君 |
| 企画財政課長 | 藤本 龍巳 君 | 税 務 課 長 | 福本 悟 君 |
| 町民保険課長 | 宮崎 尚文 君 | こども未来課長 | 坂本 幸喜 君 |
| 福 祉 課 長 | 道山 敏文 君 | 健康づくり支援課長 | 松下 信一 君 |
| 農業振興課長 | 松永 正夫 君 | 商工観光課長 | 野口 壮一 君 |
| 建 設 課 長 | 松岡 秀明 君 | 学校教育課長 | 米満 速敏 君 |
| 社会教育課長 | 吉本 正剛 君 | 環境保全課長 | 宮崎 靖 君 |
| 会 計 管 理 者 | 福田 敏江 君 | 監 査 委 員 | 山下 誠雄 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（井本昭光君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日、田上議員より午前中の欠席の届け出があっております。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（井本昭光君） 日程第1、「一般質問」を行います。

○5番（福永 啓君） 5番、福永啓です。

今回の一般質問は熊本地震後初めての一般質問になります。まず、一般質問に先立って、今回の地震でお亡くなりになった方々の御冥福を心よりお祈りするとともに、被災されたすべての方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、私は以前より東日本大震災を含め、多くの震災被害を教訓に一般質問などで何度となく御船町の防災について提言を繰り返してきたつもりでした。震災に対する心構えや具体的準備が必要であることを十分に認識していたつもりでした。御船町の直下には日奈久・布田川断層が横たわっていることも知っていました。しかし、私を含め多くの方々が

近い将来、ここ熊本、ここ御船町では大きな地震は起こらないだろうなどといった根拠なき確信を持っていたのではないのでしょうか。今にして思えば、私の質問も私の心構えもやはりどこか切迫感や具体性を欠けていたと反省しています。

今回、熊本地震後初めて一般質問するに当たり、町長にお聞きしなければならないと思ったことがあります。それは、町長自身今回の熊本地震で被災され、熊本地震をどのように受け止め、どのような教訓を得たかということです。そして、震災体験や震災から得た教訓を今後の御船町の復興にどのように生かしていこうとお考えでしょうか。震災復興には欠かせない復興計画をどのようなプロセスで作成し、どのような御船町の将来像を描こうとしているのかも、併せてお聞きします。恐らく一言では言いあらわせないと思いますが、町長の正直な思いを端的にお聞かせいただければと思います。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の御質問にお答えいたします。

1、熊本震災における対応と今後の復興について。（1）熊本地震及び町の震災対応において、どのような教訓を得、今後その教訓をどのように生かしていくかについて、お答えいたします。

今回の熊本地震については、御船町がこれまで経験したことのない災害だったということと言うまでもありません。まず、今回受けた最も大きな教訓は、地震を含めて災害は必ず起こるものだということを認識しておかなければいけないということを肌で感じております。

また、地震によって今回感じたことは、1つには、町民の行動が予測できなかったこと。その代表的な例が車中泊による避難者が大勢発生したことです。これは大規模な地震という特殊な災害であったことが、その要因だと感じております。

2つ目に、情報の伝達手段が確立されていなかったことが挙げられます。町民をはじめさまざまな方から、いろんな情報が伝わってまいりましたが、その収集には職員をはじめ消防団との組織により、ある程度の整理を行い、そして災害対策本部会議において、その情報を共有し、その時点における対応策を考えてきましたが、そのことを住民に伝える効果的な伝達手段がありませんでした。

3つ目は、災害の規模に対して、初動の人員が不足したことです。情報収集に四六時中電話対応に当たる者、現場において、道路や橋りょうの被害状況の把握に努める者、避難者の避難所の開設で避難者への対応に当たる者、食糧や飲料水の確保に当たる者、また警

察、消防、自衛隊との連絡調整に当たる者、それ以外にも、1人で何役もこなさなければならなかった者も大勢いました。今後、この教訓をどのように生かしていくかが大きなポイントになると私も思っております。

この経験、体験を踏まえて次に生かすことが重要であり、役場内各課においてもそれぞれの立場でそれぞれの教訓を得ております。復興計画においても、これらを検証し、考えられる対策を講じていくことが求められるところでもあります。したがって、役場全課長を含めた復興推進本部会議を中心に、いかに改善していくかをできるだけわかりやすく示していきたいと考えております。

(2) 御船町復興計画はどのようなプロセスで策定するかについてお答えいたします。

私をはじめ、副町長、教育長を副本部長、各課長を部会員とする御船町災害復興推進本部を本年9月20日に立ち上げ、御船町震災復興計画策定に取りかかりました。その中で、まずは震災復興計画における基本方針を10月7日に策定しました。将来像を「みんなが夢を持って住み続けられるまち」とし、5つの復興の方向性を、被災者の生活再建、地域コミュニティの再生、災害に強いまちづくり、公共施設の復旧、産業の発展としました。この5つの方向性は、復興に向けた課題の大きな柱であり、より詳細な計画を策定するには、町民、地域のニーズを把握することが大切であると思います。

10月17日から11月11日まで町内10地区で地区座談会を開催しました。今後の意見収集として各種団体の推薦による委員会等で構成する御船町震災復興計画策定会議の開催、18歳以上の無作為町民1,000名、嘱託員、中学生のアンケート、御船高校生徒の復興計画に係る意見交換会、パブリックコメントの実施を予定しております。

また、議会からも、震災復興支援特別委員会を通し進捗状況の報告と同時に意見を聞くことにしております。多くの意見を参考にし、推進本部と係長で構成するワーキンググループで復興計画素案の熟度を高めて、最終的に議会へ報告することとしています。

(3) 御船町復興計画を通して、どのような将来像を描こうとしているのかについて、お答えいたします。

震災復興計画基本方針では将来像を「みんなが夢を持って住み続けられるまち」、将来像に向かっていくスローガンを「あの日を忘れず、共につなごう未来へ!」としております。この将来像を達成するためには、行政だけでなく、御船町の総力を結集してオールみふねで向かっていく必要があります。

震災復興計画基本方針では、基本理念として、1、絆（きずな）と郷土を強調した復興、2、未来へつなげる復興としております。絆（きずな）と郷土を強調した復興は、町の復興を成し遂げていく主役は町民と地域であること。創造的な復興を目指すには、町民と行政が同じ方向を目指し連携していくことが重要としております。未来へつながる復興は、単に町を元の姿に戻すだけでなく、子どもから高齢者までが夢を持ち、住み続けられる未来へつながる復興としています。熊本県の復旧・復興プランの3原則として創造的復興が示されており、町においても町の地域資源を最大限に生かした新しい御船町を創造することとしております。

○5番（福永 啓君） 町長から今質問の概要についてお答えいただきました。本当に内容的には私も思いを一にするものでございます。今後は、個別の観点について伺っていきます。

まず、町長をはじめ、全課長が復興計画に関して各地域を回り、さっきもおっしゃいましたが、10月17日から11月11日まで、そして意見をいろいろお聞きになりました。その中で、やはり地域ごとに意見や課題が大きく違うことを実感されたと思います。御船町の面積は、御存じのとおり中山間部が約8割、平坦部が2割となっています。ところが、人口は面積とは全く逆、いやそれ以上に格差がありまして、中山間部は人口15%、平坦部が85%となっています。今回の熊本地震を経て過疎化が進む中山間部、そして人口が集中している平坦部、それぞれ違った課題が浮き彫りになったかと思います。御船町の中山間部、平坦部、それぞれどのような課題が生じ、復旧・復興を進めるに当たりそれぞれどのようなその姿を描こうとしているのか、お聞きいたします。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 先ほど町長からも答弁がありましたように、10月17日から11月11日まで町内の10地区で座談会を開催してまいりました。これには、町長以下、全課長が対応してきたわけです。

まずその中で、中山間地区での例を一例挙げますと、専業農家から次のような意見が出されました。「専業農家は農地がないと生活できない。幸い自分には後を継ぐと言っている子どもがいるが、所有している田畑がこのたびの災害で大変な被害を受けた。後継者である子どもに農地を完全な形で手渡したいと思っているが、この震災ではそれもかない。行政も知恵を貸してほしい」という切実な願いがありました。

震災復興計画の基本方針では、町の将来像を、「みんなが夢を持って住み続けられるまち」と定義をしております。これを実現するためには、町と住民がそれぞれの役割を担っ

て主体的に取り組んでいくことが前提であります。そこで生活基盤を確立するため、被災者の生活再建を最優先の課題として取り組むことが必要であるということを認識しております。

中山間地域においては圧倒的に農家が多うございますので、被災農家の抱える問題の解決が一番の課題ととらえております。生産基盤であります農地が適切に保全できて、後継者に円滑に渡すことができるのか、災害復旧、基盤整備、相続など、複数の問題が絡まっている難しい課題でありますけれども、町として利用できる制度は可能な限り活用し、そして取りこぼすことのないよう、情報収集に努めて、地域に住む人たちが夢を持って住み続けられる地域を目指してまいりたいと考えております。これが中山間地域における有り様ということです。

それから、平坦部では道路問題それから自主避難が困難な高齢者への存在と、それに対する対応、それから孤立化が予想される地域における避難所の確保といった意見が出されております。要望が出されております。ただ、町としてとらえているのは、各地域からの人口の流出ではなかろうかと考えます。町では21の仮設団地を設置しております。これは地域のコミュニティを壊さないよう、被災者の方が元住んでいた場所に近いところに設置をするという方針のもとで設置をしたものです。ただ、やむなく今まで住んでいた地域を離れられた方がおられるのも確かです。本人の意向が一番ですけれども、可能な限り今まで住んでいた地域に戻って、そして住み続けていただき、復興の町づくりに参加をしていただくということを望んでおります。このため、平坦部における被災者の生活再建としては、住宅の応急修理、それから災害公営住宅の建設場所の検討、こういったことを通して、被災者が元の地域に戻ってもらえるような取り組みを展開し、被災された方たちが安心して住み続けられる町の実現に取り組みたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 御船町では、先ほど申し上げましたとおり、中山間部そして平坦部、それぞれ別の問題がございます。これを一挙に解決しなければいけない、大変難しい課題だと認識しております。しかし、今のような問題意識のもと進んでいっていただきたいと思います。

しかし、震災から今7カ月が過ぎました。復旧も少しずつではありますが進みつつあります。しかし、やはり町民の方々の生活の不安はまだまだ消えていないということが現実だと思います。この中で私がやはり一番心配しますのは、自助努力ができる方と自助努力

が難しい方々の間に格差が生まれているのではないかということなんです。これは阪神大震災や東北大震災のときも問題になりました。御船町が創造的な復旧を遂げるためには自助努力が難しい方々、いわゆる生活弱者の方々が復旧・復興から取り残されることは許されません。先ほど課長も言われました。「細かい政策をして、取りこぼしのないようにしていきたい」と。

今後、復旧・復興を推し進めるに当たり、この生活弱者対策、これをどのように考えているのか、お聞きいたします。

○総務課長（吉本敏治君） 今、福永議員から生活弱者対策ということでお尋ねがありましたけれど、いわゆる社会的弱者という意味だろうと思います。高齢者の方々であつたり障がいをお持ちの方、それから小さなお子さんであつたり、生活弱者、社会的に弱者と言われる方々はそういった方々だろうと認識をしておりますけれど、これまで町やそのほかの団体として、いろんな生活的な支援、もちろん国の制度に基づく支援を含めまして行っているところであります。なおかつ、生活をする上での大きな要素、衣食住ありますけれど、この衣食住の3つがやはり不満なく揃っていること、これが一番大きな安心につながるものだと思っております。

その中で、被災者の方々を含めて、一番支援が必要な部分、お金がかかる部分というのはやはり住まいの部分であろうと思っております。今後はもちろん災害復興公営住宅等の建設を中心に、いわゆる高齢者で年金しかない、そういった所得が少ないといった方々については、そういった道を選択していただけるものとは思っております。

それから一般的な生活的な支援につきましては、町もそうですけれど、もう1つ地域支え合いセンターというものもあります。地域支え合いセンターにつきましては、今も仮設を訪問したり、あるいは在宅の方を訪問したりしながら、いろんな生活相談にのっていただいております。できるだけ自立的な生活をまた取り戻していただくためにも、今被災者の方々にとって課題となっている、そういったものを相談でまずは何とかするのであれば、まずは相談をしていただいたほうが一番いいだろうということで、今考えております。

この自助努力といいますのは、もちろん自分で努力することが必要ですけれど、なかなか自分だけの努力ではどうにもならないという方々もおられることも事実だと思います。可能な限り国の制度それから町の支援、そして支え合いセンターの活動、こういったものを通してできるだけそういった格差が生まれないような形で今後被災者の生活の支援、そ

れから全体的な町の体制づくり等について進めていきたいと考えているところです。

○5番（福永 啓君） 御船町には1万8,000人近い町民の方々がいらっしゃいます。必ず生活弱者の方々はいるわけです。その方々が取り残されないように、しっかり町としてやっていただきたいと思います。

今まで幾つかお答えいただきました。しかし、これら対策をしっかりやるためには、やはり基本的には財政の裏付けが必要だと思うんです。復興の基本となります財政についてなんですが、今年度の一般会計補正予算、今この議会で一般会計補正予算、今後審議いたしますが、これは通常の当初予算に匹敵する額なんです。それを加えましてこれまですべて足しますと200億円、約通年の3年分に匹敵する予算を立てることになります。新たに発行した地方債も相当増えています。いかがでしょうか。今年度の地方債により実質公債費比率等財政費率、これはどのように推移すると思われていますか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 平成27年度の決算時点での実質公債比率は6.5%となっております。実質公債比率がある一定の割合、具体的に言いますと25%以上を超えますと起債の発行が制限をされるということになります。

これまでの補正予算案で提案しました地方債によって、この実質公債比率がどうなるかということの御質問ですけれども、正確には、非常に失礼な言い方ですけれども、決算をしてみないとわからないというのが実状であります。ですが、今回の補正や前回までの補正で発行することになっております合計、約48億4,800万円の地方債のほとんどが交付税の措置があります。ですから、実質公債比率が大きく悪化するということはないと考えております。

この実質公債比率は、結局割り算になっておりますので、分子のほう、それから分母のほうからも、この交付税で措置される分は差し引かれますので、結果的にそんなには悪化しないという考え方をしております。

○5番（福永 啓君） 御船町の財政は決して豊かではありません。私もたびたび財政健全化について提言してきました。安易な借金決して許されません。しかし、今御船町は町が誕生して以来の非常事態です。今町が熊本地震から復旧し復興を果たすためには、やるべきことはすべてやらなければならないんです。やるべきことは地震関連のみではありません。町の通常業務も同様なんです。震災にかかわらず町がやるべきこと、やろうとしていることはやらなければならない。それをやらないとやはり町の復旧・復興の足を引っ張る

ことになってしまうんです。町がやるべきことをするために、財源が足りないときは、私は今回新たな起債を恐れるべきではないと、そう思っています。

最後に、今課長の説明でありましたとおり、町の起債に、まだ国や県から干渉を受ける前までには財政指数は悪化しないと思われます。こういう状況の今であるからこそ、大胆な財政運営を行い、御船町の復旧・復興を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 御船町が創造的復興、これを果たすためには町はやるべきことはやらなきゃならないというのは、当然私も考えております。震災を理由に、震災を言い訳としてやらなければならないということを放置するということは、これはもう全く許されないとは感じております。

ただ、町の財政は非常に厳しいものがあります。起債なしでは町の財政も立ちゆかないというのが実状です。もう正直申しまして、借りられるものは何でも借りるといったような苦しい自転車操業をやって財政を整えているというのが実状です。現在でも多額の起債残高がありますけれども、御船町が復旧、それから復興を成し遂げるためには、今後も必要な取り組み措置は行っていかなければならないと感じております。

○5番（福永 啓君） 私たちは、議員全員で先日総務省、国会議員の方々に陳情活動を行いました。その中でも、町が復旧・復興を果たすため、そして震災にかかわらず町がやるべきことをやるための財政支援はしっかりと行うという約束はいただきました。今後とも、起債を過度に恐れることはなく、御船町の復旧・復興に取り組んでいただければと思います。

また、平成29年度の予算ですが、前回の全員協議会で5%のシーリングをかけるという方針が示されました。御船町が復旧・復興を果たすために、果たしてこのシーリング、これが最善の策なんでしょうか。財政状況が厳しい中であって削減する場合は、全部を一律ぱーっと減らしてしまうシーリングよりも、これはやるべき、これはやらないべき、これによって減らしていくという選択と集中の方法、こちらがはるかに有効だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 平成29年度の当初予算の編成の基本的な考え方の中で、5%のシーリングというのを決定しております。それに基づいて、現在各課で予算を要求、入力をしてもらっているところですけれども、十把一絡げに何でもかんでもかけていると、5%をシーリングをかけているというわけではありませんので、災害復旧事業、こういっ

たものは別枠ということです。それから、工事請負費も別枠ということになっております。工事請負費に伴います委託料、これは別枠ということでありますので、そこは御承知おきいただきたいと思います。

このシーリングをかけるということ、理由は何かといいますと、復旧・復興の財源を探し出すというのが一番の目的であります。

○5番（福永 啓君） 復旧・復興を果たすためにも、何かやはりこれは通常業務でもやるべきことだ、やらないべきことだ、それに対してきちっと選択と集中部分の配慮をすること、これは必要だと思います。よろしく願いいたします。

続いて、復興計画についてお聞きします。復興計画の基本方針、先ほど町長から説明いただきました。そしてそれは全員協議会や地域住民意見交換会でも御説明いただきました。さっきざっとしたプロセスは御説明いただきましたが、今後どのようなプロセスで、日程で策定していくのか。どこがどのような役割を担って策定作業を進めるのか、詳しく御説明ください。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 12月2日にワーキンググループの合同会議を開催しております。このワーキンググループといいますのは、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、5つの将来像を実現するための基本目標、重点施策がありますけれども、その重点施策ごとに各担当係長で構成するグループを指しますけれども、この担当係長に施策事業の洗い出しを、今依頼をかけているところです。

この基礎になるのは、地区座談会で出してもらった要望、それからあのときにアンケートを書いてもらいましたので、そういった要望を各担当係で議員に咀嚼をして、これを解決するためにはどういった施策が必要になるかということを各担当課で検討していただいて、決まった様式で事務局に上げてもらうという段取りを踏むというところです。

これがまとまりましたならば、計画の策定会議というものを開催するようにしております。各種団体、学識経験者、こういった方々20名以内で委員がおられますので、その方々に町が作った策定の計画を検討していただくということになります。

具体的には、年明けの2月上旬頃には町長からの諮問案が策定会議には提出できるのかなと思っています。その諮問に基づいて策定会議で審議をしていただいて、2回か3回の会議を経て審議をしていただいて町長に答申として意見を付けて返していただくということになります。

これとは別に、議会に対しましては特別委員会というのを設置してもらっていただいておりますので、この場を借りて復興計画の素案、素案、こういったものを報告して御意見を伺いながら熟度を高めていきたいと考えております。来年の3月末までには正式に議会に復興計画を報告させていただくという段取りを今考えているところです。

○5番（福永 啓君） ちょっと確認なんですけど、まず2月の上旬に策定会議、策定委員会に、町で作った方向性を示すと。そして議会にも示していきたいと。大体、議会に、この方向性ですか、素案ですか、そういうのを示していただくのは大体予定として何月ぐらいになりそうですか。大体でいいです。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 細かな話になりますけれども、まず、明日震災復興の特別委員会が開催されるということになっておりますので、この場で計画の目次案、これはお示しできると思っております。その後で、明けて1月には特別委員会で素案を報告すると。1月です。これは、素案を提示して、御意見を伺って、策定会議に諮問案として、正式な諮問案ができる前までには議会から御意見を伺うということにしております。

○5番（福永 啓君） わかりました。

私たちは、先日全員協議会で国会等陳情とともに、山古志村を含む長岡市に研修に行っていました。長岡市においては着実にこの復興計画は実施されています。今答弁いただいた課長も係長とともに同行されました。やはり町長及び策定委員の皆様もそういうところの情報をいっぱい入れられたらいいと思います。

そこで感じたことなんですが、やはり復興には人です。山古志では山古志住民会議という住民主体の復興実践チームが立ち上がり、復旧・復興の主体となりました。現在その住民会議は幾つかの住民団体とともに公益財団法人として再編成され、地域の活性化に活躍しています。

御船町においても、復興事業を主体的に行う住民主体の復興会議のような住民主体の組織が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 今、福永議員から提案がありましたように、復興に当たっては住民主体でいけという御意見につきましては、私も全く同感です。これは、やっぱり復興は町だけ、住民だけではとてもなし得るものではありません。それぞれがそれぞれの役割分担に則って活動すると。もちろんお互い連携して活動して復興に当たるということもありますけれども、そういった取り組みが必要なのかなということについては、同感です。

山古志村のほうです、受け皿といいますか、そういった組織が立ち上がったということを私も会議で確認をしております。住民会議という名前だったですね。そういった名前の組織が立ち上がって、受け皿的な役割、機能を果たされていたということだそうです。御船町はそのままこういった考え方、取り組みが当てはまるかどうかはまた十分な検討が必要ですが、一つの提案と受け取られて復興計画の中で、策定の中で十分検討してまいりたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 長岡市です、ここは私がたびたび引用してまいりました米百俵の本場なんです。小林虎三郎が「米百俵の米も食べばたちまちなくなるが、教育に充てれば明日の一万俵、百万俵となる」と論じた米百俵の精神が、今でも息づいているところから創造的な復興が果たされたのではないかと考えております。本当に、一番飢えているときに米百俵を口に入れず将来の投資に、しかも教育、人づくりに使ったと。これが町をつくるのは人であり地域をつくるのは人であるという象徴であると思います。

震災で、大変厳しい状況下にある今でこそ、人づくりや地域づくり、これが、人づくりが地域づくりに一番効果的であると。そして教育や文化、これを復興の柱の一つとすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、全員協議会でも申し上げましたが、復興の中に子どもたち、生徒たち、学生たちの思いが直接反映されるような仕組みづくりも必要だと思います。先ほど町長がちょっと何かおっしゃいましたね。アンケートですとか、等々と。具体的にどのような仕組みづくりを考えていらっしゃるのでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 町が創造的復興、これを成し遂げていくためには、人づくりの重要性、それから教育文化の重要性というのは十分認識をしておるところです。

復興計画の中に、子どもたち、それから学生の思い、具体的には、先ほど少し町長からありましたけれども、アンケートを今とるという段取りをしているところです。まず中学生は2年生を対象にアンケートをとると。それから御船高校生を対象に、12月15日、意見交換会をするということにしておりますので、私たちは予想もしないような斬新な意見が出てくるのかなと考えております。

それ以外の具体的な方法につきましては、今復興計画の策定の中で担当課と十分検討しながら盛り込めるところは盛り込むという対応をしていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 若い人の意見です、これは全員協議会のときも申し上げました。聞い

ておしまいではなくて、きちんとそれがこの計画の中に盛り込まれ、今から高校生、中学生、この人たちが御船町をつくっていくわけですから、その人たちの思いがきちっとこの計画の中に入っていくように、よろしく願いたいと思います。

それと、住民の取り組みについて、これも住民会議、どのような形になるかありません、今実際に動き出している住民主体の復興計画もございます。こういうものについてきちっと町として後押しをしていく、サポートをしていく、そういう体制を確実にとっていただきたいと、これは強く要望しておきます。

そして、今回の熊本地震です。これでやっぱり非常に重要なことは、私たちが熊本では地震が起こらないなどという全く根拠なき確信を持っていたということだと思うんです。しかし、実際に歴史をひもといてみれば、400年ほど前にも1回、そして100年ほど前にも1回、熊本で大地震が実際に起きていたんです。しかし、その記憶と教訓がほとんど継承されていませんでした。そのことが今回の震災被害の深刻さに拍車をかけたんじゃないかと実感しています。事前にこうしておけば、ああしておけばよかったねと後悔することは本当に数え切れません。今回の熊本地震の記憶を将来に伝えていくことは、御船町が創造的復興を成し遂げるために欠かせないことであるとともに、私たち揺さぶられたものが将来の町民に対して伝えていく義務でもあると強く思います。長岡市でも震災の記憶を継承する施設が大変充実していました。復興計画の中に、この震災記憶継承の観点は絶対欠かせないと思うんです。これをどのように取り組まれていこうと思っていらっしゃるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 震災から住民の生命、それから財産を守るためには過去の経験を生かすということが大切であるということは十分認識をしております。したがって、記録自体の保存、それから継承は復興に向けての重要な課題の1つととらえております。

先ほど申しましたけれども、復興計画の策定に当たって、現在重点目標ごとにワーキンググループの組織化を終えて、担当係長に復興施策の洗い出しを依頼したところです。ですから、その中でも多分基本的な考え方、方向性を、先ほどからおっしゃいます地震の記憶の伝承、こういった事業が出てくるのかなと考えております。

望ましいそういう取り組み、町にふさわしいのかということはどういった形がふさわしいのかということをも具体的に具体化に向けて復興計画の策定の過程を通して取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（福永 啓君） この震災記憶継承に関しましても、町がやるべきこと、そして住民の方々がやるべきこと、いろいろあると思います。今まで申し上げましたこと、この中でやはり住民の方々がやるべきこと、これも多々あるんですね。これに関しましては、町が後押しを惜しむことなくサポートしていただきたい。これを本当に強くお願いしておきたいと思います。

最後に、今日は最後です。

町長、これまでの議論を踏まえ、いま一度町民の方々に将来に希望を抱けるような復興への決意、これを示していただきたいと思います。お願いします。

○町長（藤木正幸君） 今回の地震において、私たちは失ったものも本当に多かった。しかしながら、この震災、地震を受けて学んだことも数多くありました。この中に私は2つを挙げたいと思います。やはり防災というのは備えなければいけなかったということ。この防災という意味をいま一度私たちは心に深く染み込ませて、今後この防災をどういうふうを考えていくか、このことを私たちは真摯に受けとめて、そして今後行動に移さなければいけないということ。もう1つは絆があったと。地域の絆、そして人と人をつなぐこのコミュニティが一番大事だったということ、この2つをまずもって学んだと私は思っています。

今回の復旧・復興に関しまして、やはり切り離して考えなければいけないと。復旧に関しましては、やはり急がなければいけないとともに、この地域の方々の生活再建、生活ができるように環境整備を整える、このことに私たちは全力を注いでいかなければならない。しかし、復興に関しましては、私は急いで物事を解決する必要はない。復興に関しては、地域住民の意見を私たちは真摯に受けとめて、その中からできることできないこと、できることをどんどん進めていくと、できないこともできるようにどうにかならないか、こういう私たちの思いを形にする観点、そこには時間とお金、そして人をつぎ込みながら、町民のためにこの復興を成し遂げていきたいと思っています。

先ほど話がありました中山間地域と、そして私たちこの平坦、やはり事情は違います。熊本県においても各市町村で課題もありますし、解決しなければいけないことも違います。御船町においても、今回の座談会でも示されたように、各校区でやはり災害も違えば思いも違う。深く突っ込めば各行政区でも違うわけです。まだ突っ込めば、今度は字地区でも全くやはり思いが違うというところがあると思います。

このことを私は踏まえながら、この役場の考えは、御船町として考えるのではなく、字

を考え、そして行政区を考え、そこから校区を考え、御船町を考えるという下から積み上げたことを頭の中に浮かべながら、この復旧・復興に取り組まなければいけないということを感じております。

その中において、この先大事になってくるのが子どもたちの教育の問題。私は選挙戦に出るときに防災と教育が大事であるということをやって選挙戦を戦いました。そのとき発したことを今でも思い出します。やはり子どもたちに地域がどれだけかわれるか、こういった地域の教育、地域と子どもたちを結びつける教育、そういったものから子どもの教育は始まっていく。そして、学ぶこと、学校で学んでいくということ、そして御船町から旅立つ子どもたちが、この御船町に住み続けてもらうように私たちは努力をしなければいけない。その中において、地域のコミュニティ再生なくしてこの復興はあり得ないということを私は強く思っています。

今後、町一丸となって地域のコミュニティそして子どもたちの教育、そういったものを中心として必ずしやこの復興に近付けていきたいと思います。

○5番（福永 啓君） 今回はあまり個別の小さいことを聞かずに、復興の全体像を示していただきたいという趣旨のもと、一般質問をいたしました。町民の方々の中にはいろんな意見があります。復興はまちづくりです。私もまちづくりの成功事例の地域から聞いたことがあるんです。「こんなにいっぱい意見がある中どうやってまとめたんですか」と、その中でもおっしゃいました「一つ一つの小さな成功体験の積み重ねでした」ということなんです。これからも今までおっしゃったような、復興・復旧に関する気持のもと成功体験を積み重ねていってください。きっと町は一つになって、この御船町は素晴らしい町として復興できると思います。

以上をもって一般質問を終わります。

○1番（田端幸治君） 事前通告をしていました点について質問をいたします。

本年4月14日、16日発生しました熊本地震、そして6月20日、21日の豪雨は誰もが経験したことのない未曾有の災害をもたらしました。震災発生以降、御船町においては藤木町長をはじめ、町職員一丸となり昼夜を問わず、不眠不休で町民の生命財産を守る使命のもと、災害復旧に尽力されましたことに衷心より感謝を申し上げます。

そのような中、災害発生から半年が過ぎ、町民の生活や精神面も災害に対する不安から落ち着きへと変わりつつあると同時に、今後の暮らしや地域御船町に対する将来に向けた

思いが芽生え始めているのではないのでしょうか。御船町はこれまで第5期総合計画や新たに組み込まれた総合戦略に基づき、まちづくりに取り組んできましたが、このたびの災害発生により大きく見直す必要が求められているのではないのでしょうか。復旧・復興は元に戻すことばかりではありません。震災以前より前進する思いを町民が抱けるよう、震災をバネにして震災復旧と同時に、平時であれば知ることのできなかつたことや創造することのできなかつた御船町の将来構想を見いだすチャンスかもしれません。

そこで、震災からの御船町の復旧・復興に向けた取り組みについて質問します。

最初に、復興計画についてであります。現在復興計画策定はどのような状況にあるのか、伺います。

次に、今回の災害における農業に対する被害は甚大なものがあります。特に中山間地におきましては、農地災害や用水路被害が大きく、本年においては稲作の作付けができない水田が200ヘクタールにも及んでいます。このような状況が続けば、個々の生活をも脅かしかねない状況にあり、耕作放棄のみならず離農・離村、やがては集落消滅にもつながり兼ねない状況にあります。そこで、農業災害の現況と今後の取り組みについて伺います。

次に、復興住宅及び高齢者対策についてであります。御船町においても災害により家屋が被災し、多くの方が仮設住宅やみなし住宅生活を余儀なくされています。仮設住宅の入居期間は2年であります。しかしながら2年では自立が厳しく、復興住宅へと移り変わることも予想されます。特に高齢者や介護を必要とされる方が出るのではないかと心配をされます。

そこで、仮設住宅における高齢者や介護を必要とする居住者の動向及び今後の復興住宅をどのように考えているのか、伺います。

次に、震災後の御船町財政状況と今後の見通しについてであります。震災から一日も早い復旧は町民の生命、財産そして生活を守ることは政治をつかさどる者の使命であり、それに伴う財政支出は当然の行為であります。御船町も今回の災害により財政調整基金を取り崩し、ライフラインの復旧や避難者の支援など緊急的要素の高いものに努め町民を守ってきました。しかし、御船町の震災復旧・復興はこれからであり長期に及ぶものと考えられます。

そこで、震災発生により御船町財政状況はどのようなになっているか。国からの財政支援をどのように見込むか。また今後の中長期財政見通し等対応策はあるか、伺います。

再質問については、後ほど伺います。

○町長（藤木正幸君） 田端議員からの質問にお答えいたします。

1、熊本地震からの復旧・復興について。（1）復興計画に向けた取り組みはどうなっているかについて、お答えいたします。

策定については福永議員の御船町復興計画はどのようなプロセスで決定するのか、の回答のとおりであります。

復興計画の実施に当たっては、予算の裏付けが必要であります。町の一般財源だけでは予算が足りないので、引き続き国・県への要望活動を続け、補助事業の補助率の嵩上げ、県の復興基金事業メニューの提案などを続けていきます。

（2）農業災害の現状と復旧計画についてどうなっているかについてお答えいたします。

熊本地震及び6月豪雨により、農地、農道、用水路等に甚大な被害が発生いたしました。地震及び豪雨による被害件数3,113件、被害総額43億3,947万円と報告がありました。7月から8月にかけてコンサルタントに被害状況の現地確認と調査を併せて、農地及び農業施設の災害復旧事業施工申請書の提出をお願いしてまいりました。9月末までに800件の申請がありました。しかし災害報告の件数も多く、農家の方の施工の意思確認などの全体把握を再度行いました結果940件の申請がありました。申請件数の多い御船町、山都町、益城町、美里町、阿蘇市、南阿蘇村の自治体に対して、年内に災害査定を終わるように、九州農政局、県からの指導がありました。

通常の災害査定業務ではなく、査定設計書策定業務の簡素化を取り入れて、年内に終わるように事務を進めています。12月9日までに災害査定を328件終えております。1月からは災害復旧工事の発注業務を行います。特に、来年の水稻作付けが行えるように、幹線用水路等の災害復旧工事を最優先に計画してまいります。

併せて、地震災害、豪雨災害も激甚災害指定を受けていますから、農家負担軽減に向け補助率動向にかかわる作業も併せて行ってまいります。

（3）復興住宅構想と今後の高齢者対策をどう考えるかについて、お答えいたします。

復興住宅構想については、大きく分けて2つの考え方があります。1つは、応急仮設住宅の利活用、もう1つは災害公営住宅の整備、これら2つの考えのもとに、住まいに対する復興にしていきたいと考えております。

1番目に応急仮設住宅の利活用についてですが、応急仮設住宅はあくまで仮設であり、

建築基準法では2年間に限定された住宅であります。なお、応急仮設住宅を利用するに当たっては、法的な措置や用地の問題など等が発生する懸念があると考えられております。

2番目に、災害公営住宅の整備についてであります。12月6日の熊日新聞でも災害公営住宅の整備に関する報道がありましたが、甲佐町で50戸、宇土市で25戸の整備予定であり、御船町においても同様に災害公営住宅の整備を考えております。整備戸数、建設予定地については現在協議中ですが、ただ建てるのではなく、復興計画との整合性などを踏まえ建設する必要がありますので、今後深く考えてまいります。

次に、高齢者対応の充実・強化についてお答えいたします。

災害公営住宅には東日本大震災などの被災地の前例を見ると、高齢者の単身、夫婦世帯の入居が多く見込まれることから、高齢者が安心して住むことができるよう、バリアフリー化をはじめとして、浴室やトイレなどを高齢者主に充実させることが重要であると考えております。さらに、要支援者、要介護者に対する日常生活支援サービスなどが提供しやすいような施設整備の配慮を検討する必要があると考えます。

2、震災後の御船町の財政状況と今後の見通しについて。(1)御船町の財政状況はどのようなになっているかについて、お答えいたします。

平成28年度当初予算は約73億7,000万円でスタートしましたが、4月の震災及び6月、7月の豪雨災害において、今回を含め計8回の補正予算を計上することとなりました。12月補正予算案を可決いただくと、予算現計が約206億6,000万円となり、およそ3年分の予算に相当します。また、平成27年度末において、約75億4,000万円だった起債残高は、12月補正後の試算で約120億円となりますが、災害復旧関係の起債はそのほとんどに交付税の基準財政需要額算入措置が80%から95%ありますので、財政負担や将来負担比率等の指標は増加急増することはありません。

発生当初の道路や農業施設等の応急復旧、文教施設等の災害調査、測量、査定設計等、災害復旧事業に必要な不可欠な業務の財源について、国の補助対象ではないため、一般財源、主に財政調整基金を充当してきました。その結果、9月補正時点で残高が90万円程度となり、注目を集めたところで、町民の皆様に御心配をおかけいたしました。その中で、新たに補助や起債対応が確認できたものや、特別交付税措置が認められたものもあります。12月交付分の特別交付税の交付内容を確認して、今後財政調整基金の積戻しも予算化していく予定であります。現在は国や県の負担金や補助金、起債の充当等に対応もある程度周知

を受けており、不明な部分については各機関に相談・協議しながら、可能な限り財政を採って補正予算編成に当たってまいります。

（２）国からの財政支援はどのように見込むかについて、お答えいたします。

住民から座談会等に、財政調整基金は取りあえず立て替えなのかという内容の御質問がありました。半分正解、半分誤解といったところであります。皆さんのイメージとして、東日本大震災の国の財政支援があると思いますが、今回の熊本地震は同レベルの扱いではありません。国の１次補正、２次補正において、補助率を引き上げたり起債充当率やその元利償還金に係る普通交付税措置の嵩上げ等の対応をいただきましたが、それぞれの事業において一定割合の自治体負担を求められていますし、補助の対象外といった業務も数多くあります。甚大な被害に対する事業費も膨大なものであり、負担割合が高率でなくても、合計すると御船町の体力では厳しい結果となっています。

今後の近々の問題である災害公営住宅建設事業費についても、東日本大震災と違い、用地やその造成に係る費用は補助対象外であり、スピード感をもって進めるためにも、その御支援は必須であると考えております。

財政調整基金の積み戻しについては補助対象外とされる経費や町負担に対してどの程度を１２月、３月に交付される特別交付税で措置していただくかが鍵となります。一定レベルの熊本県枠は確保されているものと期待しているところです。

また夏の宝くじの収益の中から熊本県に対し４０億円を配分する旨の総務大臣発表があった件について、そのうち市町村分１３億２,０００万円が市町村振興協会を通じて被災市町村に配分されることになっています。人口規模や被災状況に基づくため、本町への配分額は未定ですが、１２月予定と聞いております。

各事業に対する補助率の嵩上げについては、２月以降にしか確定されないと聞いていますが、補助率の嵩上げにより少しでも起債残高を縮減する必要があり、今後も補助率の増高や補助率対象範囲の拡大等、国への要望を粘り強く継続していく必要を痛感しています。

（３）中期財政見通しと対応策はあるのかについてお答えいたします。

現在各課において補助災害事業の査定途中、または査定待ちの状況で、歳入歳出ともに全容が把握されない状況で、国の平成２９年度以降の支援体制も見えてこないところでもあります。災害復旧のための今後３年間の事業進捗（復興）計画も確立できない状況でもあります。また、１２月の３月の特別交付税の交付内容を確認しなければ、歳入のめどが立た

ず、今後の創造的復興のための事業計画も思うに任せない状況にもあります。

このような状況下で財政見通しは困難であり、制度が著しく低下したものになるだろうと。3月の特別交付税交付後に御船町災害復興計画を加味しながら見直しを図ることとしました。現在準備中であります。税収や使用料等の減収、復興への第一歩を踏み出すべき特別、別枠予算が見込まれる中、現在の状況は新年度予算の編成の見直しが立たない状況です。このような状況は数年継続するものと考えますが、マイナスの予算だけでは活路は見いだせませんので、今後は歳入の増加策に力を入れていくべきと考えています。

平成28年度から着手し、11月から本格的に始動しているふるさと納税や九州の中央を位置し、複数のインターチェンジを有する本町の特長を生かした企業誘致に本格的に取り組んでまいります。

○1番（田端幸治君） まず、復興計画についてであります。先ほど福永議員からも質問があつておりますので重複する点もあるかと思ひます。端的に質問をいたします。

先ほど町長の答弁の中で今後の御船町の復旧・復興については、地域の声が大事であると。地元の声を積み上げながら復興計画そして復興につなげていくということでありました。そういう中におきまして、この復興計画策定の中において、外部委員を設置すると、20名ということでありましたが、この20名についてはもう決定をいたしましたか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） まだ決定はしておりません。各種団体に現在依頼をかけたところです。各種団体の長に推薦の依頼をかけたところです。

○1番（田端幸治君） これまでさまざまな計画を作る中において、各種団体から選考をしていただいて代表者を出すというやり方が多かったのかなと思ひます。しかし今回の震災においては、先ほどから何回も議論もあつていきますように、地域性が非常に違うと。中山間地、平地、平坦、いろいろ状況が違うという中において、そういった地域性を考慮しながら選考をするということは考えてはおりませんか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 会議の委員の中に区長、それから公民館長あたりも考えておりますので、そのあたりは、今議員がおっしゃったような地域性を十分考慮しながらお願いをするという予定にしております。そういったところも含めて、推薦が上がってくるということを期待をしております。

○1番（田端幸治君） ぜひそれはお願いをしたいと思ひます。

それから、今後の計画を作っていく中、そしてまたさまざまな地域づくりであつたり御

船町づくりであったり、そういう中において新たなる組織づくりというのも非常に必要かなと思います。いかにしてガバナンスを積み上げていくかということが大事であろうと思うわけであります。

そういう中において、ガバナンスがどの程度の規模のものを作り上げていくのか、幾つかの段階においてそういったものを設置していくということをしっかりと検討をいただきたい。やはり各地域におけるさまざまな状況の変化によってそれを作り上げていく、将来を求めていくという形を作っていくためにも、その地域地域に応じたさまざまな組織づくりというのが必要になってくるだろうと私は見ておりますので、ぜひそういうところも考慮しながら、今回の復興計画のみならず、将来的な組織づくりということに関してもしっかりと取り入れをしていただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） その辺を踏まえて行っていきたいと思っております。先ほどから説明しましたように、やはり御船町は85行政区すべてにおいて解体箇所があるということは、被災が全行政区に及んでいるということが前提にあります。そういった形で復興に積み上げていきたいと思っております。

○1番（田端幸治君） 今町長から85嘱託区ということも出ました。85嘱託区、嘱託区の再編、これまでに何回となく議論を重ねてきたわけですが、なかなか現実に至っていないというのが実状であります。そういうことを踏まえて、将来を目指すに当たって85嘱託区、そのままでいいのかどうなのか。そのまま維持存続できるのか。持続可能性のある地域なのかということもしっかりと考慮いただきたいと思います。

次に、中山間地の農業の復旧についてでございます。先ほど町長から説明がございました。農地災害すべて含めると約3,100件と、金額にして約43億円の被害が発生をしておるという状況でございます。このような災害が発生をした場合、当事者が思うのが、今度の災害は激甚であったのかどうなのかということがすぐ頭に浮かぶわけでございます。激甚災害の指定を受けたというのはいつの時点でございませうか。

○農業振興課長（松永正夫君） 地震災害につきましては、地震後4月26日の官報で公表されております。それと、豪雨災害につきましては、8月18日の官報で激甚災害を指定されております。

○1番（田端幸治君） 今農業振興課長から災害に対する激甚指定というのが日付が発表されました。我々は今回の震災並びに豪雨災害、この激甚災害の指定を受けるかどうかと、非

常に気にしていたところでございます。今の答弁を聞きますと、4月の震災に関する激甚指定は4月26日と、それから6月の指定に関しましては8月18日ということで、官報によって公表されたということではありますが、この官報に対する認識は、農業振興課のみならず、町長をはじめといたしまして、課長たちは御存じであり、そしてまた課長会議の中ではそういった議論は出されましたか。

○農業振興課長（松永正夫君） 激甚災害に指定されたことについては、新聞等も公表されておりますので、その中で各課長会議等でも話し合いはしたところであります。

○1番（田端幸治君） 私が思いますに、6月の豪雨災害、これに対する激甚指定があったかどうかということに関して、受益者である農業者の皆様方は非常にまだ指定を受けていないんじゃないかということが、9月、10月までそういう認識であったろうと私は思っております。激甚指定を受けることによって、当然として受益者に対するさまざまな負担の増減がございます。しかしながら、一般的な、今新聞等で公表されたということではありますが、例えば団体である各土地改良区であったり、そういったところに町からの公報としての一報はなかったんじゃないかと。やはりそこらあたりをしっかりと踏まえながら、新たな復旧に向けての作業が始まるんじゃないかと思うわけでございますが、そこらあたりの取りかかり、やはりスピード感をもって取りかかるということが大事だと思います。この知らせが私は遅かったと感じておりますが、そのところについてはいかがでしょうか。

○農業振興課長（松永正夫君） おっしゃるように、土地改良区等についてはこちらから激甚災害を受けたとかという報告はしておりません。ただ、地元の話合い等があった場合、後になりますけれど、周知したところです。

○1番（田端幸治君） 今、農業振興課長から答弁をされておるわけでございますが、このことについては、先ほども申し上げておりますように、農業振興課長のみならず、各課の課長たちは御認識をいただきたいと。こういった官報、いわゆる法の改正については、皆さん方は法にのっとって行政というのを執行されているというのが基本的な姿勢であろうと思いますので、しっかりとこういったところには目配りをして認識をしていただきたいと思います。

それでは、今回の農業災害、御船町は3,100件ほど出とるということでございますが、申請件数が9月末において940件と、残りの2,000数百件についてはまだ申請もされていないと。この申請がされていないというのは、何か大きな要因はございますか。

○農業振興課長（松永正夫君） 1つは災害の規模が大きくて、個人負担も発生しますので、個人負担もできないというか、高齢で今後農業を辞めたいとか、そういう形もありますので、そういう形で今回申請されなかったと考えております。

○1番（田端幸治君） 今、課長の答弁のように、あまりにも被害の規模が大きすぎるということで、想定されている復旧工事の額が大きいということで、やっぱり尻込みをされているところか、私も気にしております。しかし、それをそのまま放置しておくのかと。これについては、例えば今後予定されている復興基金あたりの中で対応できるのかどうか。それについてはどのような認識を持っておられますか。

○農業振興課長（松永正夫君） 復興基金につきましては、県から来ている復興の要項につきましては、災害復旧工事に係らなかった40万円以下の工事については、その復興基金で対応してくださいという形で通知が来ていたかと思います。

○1番（田端幸治君） 復興基金の概要については、私もまだ把握しておりません。今課長の答弁によりますと40万円以下ということでありますので、いわゆる小規模の農災に係らない程度の災害を対象として復興基金を充当するという考えのようであります。

となりますと、大きな災害はそのまま野放しということになってしまいます。これについて、そのまま引っ張っていくのか、放置しておくのか、それとも何らかの新たな対策を打つのかどうか。何か考えはございますか。

○農業振興課長（松永正夫君） 今のところ、この復興基金、災害40万円以下と言いましたけれど、それを少し出たところでもこの復興基金が使えるれば、その復興基金で対応していきたいと考えております。

○1番（田端幸治君） それでは、先ほど激甚災害というお話をしましたが、今回の農災に關しまして激甚災害の指定を受けているという中において、受益者負担はどれぐらいの想定をされておりますか。

○農業振興課長（松永正夫君） まだ補助率が確定していません。補助率、現在査定中でありますので、補助率は確定していませんけれども、昨年度の実績から言いますと、農地で95%、施設で98%となっておりますので、農家負担は農地につきましては5%、農業施設については2%程度になるように、先ほども町長からありましたように、こちらもできるだけ補助率を上げるように努力してまいりたいと考えております。

○1番（田端幸治君） 国の動向でありますので、補助率を上げるということに関しましては、

我々議会としてもしっかりと国にお願いを今後続けていかねばならんと認識をしています。しかしながら、これまでの例を見ると、約5%が想定をされるのかなという状況でございます。仮に5%でいいますと300万円の工事をしたときに受益者は15万円ということになります。そういったところを例えば3カ所持っているとか、非常に今回は1人の方が何カ所もそういった被害に遭っておられるということになりますと、そういった部分が嵩みますと受益者負担が非常に増えて、「取り組むことをもう辞めていっちょこか」と、「もう、農業も年も取っておるしできんな」というような考えになってしまうということが非常に懸念をされるわけです。

そういう中におきまして、お隣の山都町におきましては、先般の議会におきまして、平成28年発生の農地等災害復旧事業に係る分担金徴集の特例に関する条例という条例を新たに設けられました。この中におきまして、分担金の不徴収と。第2条、平成28年発生農地等災害復旧事業のうち、査定設計委託事業の施工に伴う分担金は、分担金徴収条例第2条の規定にかかわらず徴集しないものとするということで、いわゆる受益者の負担をさせない。いわゆるその分につきましては、町が負担をしますよと、そういう覚悟をもって農地の復旧にはしっかりとみんなで取り組みましょうという新たなる条例、これは平成28年度に限っての条例でございます。そういった姿勢を町としても取り組みを示していただいたということによって、山都町においては今回の災害、かなり御船町以上に災害は出ているようでございますが、それに対する申請件数というのは御船町の倍近くになってきているということも見受けられます。

そういうことも、やっぱり町としてそういった今回の災害被災を負った方々に何がしかの手助けをすることができないのか、手を差し伸べることができないのか。100%でなくても結構でございますが、そういった姿勢を見せることができないのかと私は考えるわけですが、いかがでありますでしょうか。

○農業振興課長（松永正夫君） 今、田端議員がおっしゃいました山都町につきましては、以前から設計委託料については取っておりました。御船町につきましては、以前からですけども、残念ですけど、設計料についての委託料分の負担金は取っておりません。

○1番（田端幸治君） 山都の場合は設計のみならず、事業に関しても負担金を取らないという条例になっているかと思います。やはりこういうことに関しては、これはやっぱり政治判断と私は思うわけでございます。行政ではなかなかここまでの踏み込んだ判断はできな

いし、そういった方向性は示してない。ですから、政治判断として今回の災害においては
このように町としてはやはり支援をしていくという姿勢を示すということが大事だろうと
思います。

先ほど95%という話もありましたが、恐らく今後伸びる可能性も十分私はあると思いま
す。もっと伸びてくるだろうと。伸びるがための我々は応援をしっかりとしなければなら
んと思っておりますが、町長やはり今回の中山間地の大きな農業災害、農業を中心とした
生計を立てておられる方が今後も中山間地にしっかりと根付いて生計を立てることができ
るということを目指すがためにも、皆様方が各地区を回ったときに、先ほど企画財政課長
からもありましたように、後継者を今後においても中山間地に生活をさせることができる
ような農業を続けていきたいと、続けられるような受け皿をしっかりと作っていきたいと
いう御意見もあったようでございます。

町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） その件につきましては、私どもも考えてまいりたいと、努力してまい
りたいと思っています。

まず今取り組んでいるのが、国・県を中心として、どこまでの数字を出していただける
のか、それに対して御船町としてどういうふうに農地を改善しようという方々と意識を高
めるためにやっていかなければいけないかと、そういった両面を考えながら、今後町とし
ても努力してまいりたいと思います。

○1番（田端幸治君） しっかりと御検討いただきたいと思います。そして、やっぱり中山間
地農業者の今後も住み続けられるような、希望の持てるような御船町にしていきたい
と思います。

それからもう1点、先ほど水路に関しては優先的に早期復旧を目指していくということ
でございました。七滝土地改良区関係の用水路の復旧については、いつを目指して準備を
進められておりますか。

○農業振興課長（松永正夫君） 土地改良区の水路に関しましては、今現在査定を受けるよう
な準備を進めております。査定後、入札によりまして工事に着手したいと考えております。

○1番（田端幸治君） ということであれば、来年度、平成29年度においての作付けは用水路
を開通して作付けができるという状況は作れますか。

○農業振興課長（松永正夫君） できるだけ農家の人に迷惑がかからないように、来年の作付

けには間に合うように、こちらも努力してまいります。

○1番（田端幸治君） はい、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、復興住宅関係でございますが、先ほど御船町も復興住宅を設置しなければならないというお話でございました。当然そのような形になってくるだろうと思っております。

そういう中におきまして、今仮設住宅の入居者で、高齢者及び介護を必要とする入居者、これはどれぐらいおられますか。

○福祉課長（道山敏文君） お答えします。

要介護・身障者の方で99人、65歳以上の方が375名おられます。

○1番（田端幸治君） やはり時代背景というか、非常に高齢者の方が今度の仮設住宅にも相当数入居をされているようであります。特に介護を必要とする方も入居をされているようでございます。いわゆる今後心配をするところが、こういった方々、先ほど生活弱者というお話もあっておりましたが、今後、できることであればそれぞれの入居されている皆様方が自立をされて、再建をされていくということが理想でございますし、そういうことを目指して行政もしっかりとした応援と、当人も頑張ってもらわにゃなんということだろうと思うわけでございますが、しかしながら、やはりなかなか思うようにいかない。特に高齢者とか介護を必要とされる方、ここらあたりが今後どのような受け皿を作っていくのか、これに対する何かお考えはございますか。

○福祉課長（道山敏文君） 先ほど総務課長から生活困窮者ということでの答弁がありましたけれども、高齢者という場合、まずやはり金銭面の不安という部分もあります。平成27年度から生活困窮者自立支援事業というものが始まりまして、特にこの震災に伴い、今回拡充されました。家計相談支援という方が週に2日間来町されまして、公的資金借入、住宅ローンなどの債務を念頭に置いた生活再建に向けた設計図を作成するようになっております。社協には自立相談支援員が1名配置されました。この方は就労支援や一部維持生活支援、公的支援を含めた自立支援プランを作成することとなっています。地域支え合いセンターには、生活支援相談員が巡回訪問などで各戸を回りまして、今言いました家計相談支援員そして自立相談支援員につなぎ、また連携して生活再建と自立を総合的に支援することになります。ですから、高齢者で家を再建できない場合は、その方については、きっと今後の復興住宅ですとか仮設の今後の長期利用ということもあるんですが、まず今現在、

生活に困っている方には公的支援及びそういった相談にのっていくことと、あとは今後そういった仮設に入っておられる高齢者の方の介護が平常時よりも進んでいるようなところですので、より介護保険の充実に努めなければならないと思っていますところ。

○1番（田端幸治君） 今課長からありましたように、平常時より今度の震災によりやっぱり高齢者の方の自力で生活をするのができないということが増加をするんじゃないだろうかという懸念があるわけです。

先般の、これは新聞の中に載っていたんですが、国民健康保険団体連合会が2015年5月から2016年4月に審査した介護給付費明細書などをもとに集計した結果、2015年度に介護予防と介護サービスを利用した人は605万1,100人で初めて600万人を突破したことが31日厚生労働省が発表した介護給付費実態調査でわかった。2014年度から16万8,100人増え、過去最多の更新、本格的な調査が始まった2003年度に比べ230万人以上増え、約1.6倍となった。介護サービスでは特別養護老人ホームが2万人余り増え、64万人になったと、こういう社会的現象も発生をしているわけであります。

こういった中において、追い打ちをかけるかのように熊本地震が発生をし、さまざまな生活に不安を抱えている方、それから高齢者の方、介護を必要とする方等が今後増えるんじゃないかという予想がされるわけです。そういった中において、例えば今後も復興住宅等を設置する場合に、そういったことも考慮をするのか。

それと以外に、例えば既存の介護施設等の現状の設置状況は、例えば上益城郡内を見たときにどのような状況になっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○福祉課長（道山敏文君） 今、田端議員がおっしゃったとおり、災害によりまして要介護者、要支援者が平時よりも急増しているところです。本町の介護保険施設ですけれども、まず1つ目には、一般的に特養と呼ばれている特別養護老人ホーム、御船町ですとグリーンヒルみふねです。それとあと、介護老人保健施設、これは御船清流園、この2つが要介護者の入居施設として基本的な施設になりますけれども、本町の場合、グリーンヒル50名、清流園54名、合わせて104名、嘉島町は特養1カ所のみで50床、益城町は特養3カ所と老人保健施設2カ所で、合わせて345床、甲佐町は特養1つ、老人保健施設1つで、130床、山都町は特養2カ所と老人保健施設2カ所で270床ということですから、嘉島町は人口規模で比べまして50床、御船町と同規模である山都町、甲佐町付近が、比べた場合、御船町が確かに何十床か少ないというのが現状です。

○1番（田端幸治君） 先ほど私が新聞に掲載されておったという現象をかんがみたときに、こういった施設関係の設置数が現状で妥当なのかどうなのかということを踏まえ、今後において、そういった施設の設置数、どのような状況を生み出していった方がいいのかどうか、十分検討する、これも時期に來ているんじゃないだろうかと思うわけです。

今後における、例えばこういった福祉計画であるとか介護対策計画であるとか、そういったことに対する見直しとか、そういう計画はどのようになっておりますか。

○福祉課長（道山敏文君） こういった介護老人保健施設のベッド数を増やすに当たりましては、町の介護保険事業計画でまずうたてなければ増やすことはできませんので、ちょうどこの介護保険事業計画の見直しが平成29年度中に行われます。そこで、29年度の介護保険事業計画の策定に当たってはこういった入所施設の数の増加について、しっかり検討する必要があるかと思います。ただ、これまで御船町が少なかったということで、御船町の介護保険料は他市町村よりも安いということもあります。どうしても施設ができれば必ず埋まります分、保険料に跳ね返るということもありますので、その辺十分平成29年度では検討していきたいと思っていますところですよ。

○1番（田端幸治君） 求めている人もおるということも事実でございますし、今後もそういうことの想定をされるという事実の中からどのような運営をしていくのか、しっかりと御検討いただきたいと思います。

国においても介護保険料の支払い年齢を引き下げるという議論もあっているようでございます。そういったことをしっかりと情報収集をしながら、御船町としてはどういう体制をとっていくのか、町長しっかりと御検討いただきたいと思います。

それでは、最後に財政のことでございます。非常に町民の皆様方、財政のことについては心配をされております。先ほどからあっておりますように「財政調整基金、あと何十万円しかなかと、御船町はどぎゃんすつとかい、大丈夫とかい」という率直なお声をお聞きいたします。再度、財政調整基金をこれまで取り崩しをし、私は今回の震災に充当し、しっかりと町民の安心・安全、生命・財産を守ることに使われてきたものと思っております。再度御説明をいただき、今後財政調整基金、どのように国からの、これに対する補填が出てくるのか、御説明をいただきたいと思います。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 田端議員のお尋ねですけれども、まず財政調整基金の役割とございますか、設置の目的なんですけれども、こういった非常時における、このときのため

に取っておくと、そのための基金だったということは御理解いただきたいと思います。これだけの約12億円ですか、額をこれまで辛抱して貯めておきましたので、今回は使えたと、非常に役だったと、住民の生命・財産を守るためには十分役だったという認識をしております。

その使い道ですけれども、簡単な大まかな区分けをしておりますので、こういったものに使ったかということだけをお答えをしたいと思います。一番額が大きいものはやはり道路関係です。道路関係、これは特に中山間地では孤立化というのを十分考えられるといったところは、すぐにでも通れるようにせんといかんと。こういった応急費用をこの財政調整基金を崩して使っております。それから農業関係です。農業関係の、発災当時、たしか七滝土地改良区の用水路も被害を受けましたので、その対応費用とか、こういったものもこちらから出しております。それから、査定を受けるに必要な査定の設計の費用、そういったものもこちらに含んでおります。

大きなものは、それから学校教育関係です。学校教育関係で、本体の災害復旧、工事費につきましても補助対象があるんですけれども、そこまで持っていく計画書の作成、それから設計委託などは対象外ですので、こういったものをこの基金を取り崩して充てております。同じように、社会教育関係の施設、スポーツセンター、カルチャーセンター、それから社会教育センター、幾つかありますけれども、そういったものの災害復旧の設計費用などに充てております。

それから、福祉関係。福祉関係は大体が直接、避難所の運営ですとか、こういったものは災害救助費で見てもらえるんですけれども、町では見舞金という制度があります。この見舞金は裏がありません、財源がありませんので、これは単純に町の単費を充てております。

以上、申しましたような項目に充てたというのが基金の使い道として上げられると思います。

それから、いわゆる積み戻しのことにつきましてお尋ねいただきましたけれども、町長は、その答弁の中でもありましたように、今一番期待をしているのは特別交付税です。特別交付税というのは特殊事情、その年にいろんな突発的に起きた事由について交付税で見ただけするという制度があります。これを今一番町として、財政当局としては期待をしているところです。12月それから3月、大体2度にわたってくるということを聞いており

ます。ただ、県にドンと来ますので、それが県のいろんな基準とか、いろんな考え方に基
づいて配分されるということになりますので、具体的にどれぐらいの特別交付税が見込め
るかというところまでは、正確な数字はまだ現在お答えできないという状況です。

繰り返しになりますけれども、現在のところ、特別交付税を当てにしているということ
です。

それから、今回のような災害につきまして、議員にもわざわざ東京のほうまで行って要
望活動をしていただきました。非常に助かっています。ありがたく思っております。安倍
首相の談話が夏ごろだったと思いますけれども、たしかこう申されたと思います。いわゆ
る「災害で潰れた自治体はないですよ」ということを、国もしっかりとした支援は継続し
ていただけるという話ですので、それに一縷の期待をかけているというところでは

○1番（田端幸治君） 細かく御説明いただいたわけでありまして。どのようなものに使ったの
かということでございますが、道路の修復等には、これはやりにやいかんと。孤立をしま
した。うちあたりももう全然通れんで孤立をした。自分たちも、村の人たちが出て、機械
を持って行って、スコップを持って泥を掃き出してと、そういうこともやりましたし、完
全に路面が落ちてどうにもできなかったということに対して、緊急的に応援をしていただ
いて支援をしていただいて修復をしていただいて、何とか1週間でその村にたどり着くこ
とができた、そういう事実もございました。しっかりと対応していただいたと思ってお
ります。

それから、今課長からございましたように、基金約13億円、以前に「御船町はどれくら
い必要ですか」とお尋ねしたときに「20億円ぐらいは」と、その当時の総務課長が答弁を
されたということも記憶をしております。若干その分には足らなかったわけでありまして、
13億円の原資があったということで、何とか乗り切ることができたという旨認識をいたし
ます。またそれについては、今課長からありましたように、国から特別交付税を中心とし
た積み戻しをしていただくということ。それはまだ町の裁量によってどの部分を財調に積
み戻しをするのか、一般財源に充てるのかということは今後しっかりと内部において検討
されて配分をされていくものと思いますし、県からも県で止まることなく市町村に配分を
していただくということも要望をしなければならんと思っております。

それから財政破綻という声も、極端な例も聞こえるのでございます。よく夕張の話があ
るわけでございますが、夕張の例とは全然違うということであろうかと思っております。

例は、あれは過度の投資をしすぎたということで、それが運営がうまくいかなかったということで、年度末になると一時借入を繰り返しながら、いわゆるごまかしをしながらずっと回転をさせていったというのが事実ではなかったのかと。そして財政規模に合わない借金が増えていってしまったと。それが明るみに出たときには財政破綻になってしまったということではなかったかなと思います。その例とは全く違いますので、そういうことには絶対ならないと私たちも思っておりますし、そのための運動をしなければならんと思います。

それから、最後になりますが対応策、いわゆるいかにして町もやっぱりしっかりと、国ばかり頼ったっちゃでけん、税収を上げるための今後の復興計画を含めて、将来に向けての対応策を練らにやいかんということでございました。歳入の増加を図るためにはやっぱり税収を増やすためには企業誘致をやりたいという町長の思いのようでございます。これまでも御船町は御船インターそれから新しくできた小池高山インター、今度は上野にもインターができると。1つの町に3つものインターがあるという好条件を持っております。ぜひそこらあたりを生かして、町長、そういったものはぜひスピード感をもって取り組みをしていただきたいと思います、いかがでありますでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今後復興におきまして、一番大事なところになってくると思います。

今回私が思いますのは、やはり御船町において、1次産業、2次産業、3次産業、この割合、これを均等に持っていないとなかなか厳しい状況にあるということを思っております。ある企業城下町に行きましたら、その企業が調子がいいときには町として本当に事業が成し遂げていることを聞きましたけれども、企業が業績が悪くなったら、その町自体がすべて駄目になってしまうという状況もお聞きしております。御船町においても、基幹産業は農業です。農業が、1次産業が本当に今現在復旧するのは本当に力を尽くさなければいけません。しかしながら、この財政として考えるに当たっては、1次産業の財政指数だけが大きくなるということは、やはり危険がまた伴ってくると。私たちは企業誘致へ、そしてまた地域の方と相談をしながら、1次産業、2次産業、3次産業、これを均等に行えるような町づくりが今後必要になってくると思います。そのために今後復興に関しましては数年かかると思います。その中において、私たちは努力をしてまいりたいと思ひますし、そういった情報を私たちは真摯に受けとめながら、アタックしていきたいと考えています。

○1番（田端幸治君） ぜひ、成し遂げていただきたいと思います。それを行うがためにも、

企業誘致となればやはり都市計画の見直し、それから用途地域の変更、こういったところも積極的に取り組んでいただきたい。もう益城町は既にそういった用途地域の変更等も絵に描かれております。ぜひそういったところは早急に積極的に取り組みをいただきたいと思います。

それから、今後の復興については、私は地域支援センター、そういったものが拠点的なものが必要になってくるのかなという感じを持っております。これについては、ぜひまた次回の議会の中においてしっかりと議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（井本昭光君） お諮りします。１時まで休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） それでは、１時まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 48 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（井本昭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

○3 番（岩永宏介君） 3 番の岩永です。

まずもって、今回の未曾有の大震災対応に当たられております、先頭に立って当たっておられる町長はじめとする職員の皆様、本当に不眠不休といいますか、日夜分かたずといいますか、本当に努力されているということについて、まずもって感謝申し上げたいと思っております。

それから、私、これは非常に個人的なのですが、20に近い公約を自分なりに考えて立候補して当選させていただいております。その中の1つが地方創生待ったなしということで挙げております。いずれにしても、この復旧を急いでほしい。それからそれも蒲島知事の使われる言葉でしたら、創造的復興につなげていただきたい。その際に、これまであった当町の各地区に置かれている課題をできるだけピンチというところをチャンスに変える中

で、復興を成し遂げていただきたいという思いで、かなり厳しく指摘する部分もあるかと思いますがけれども、そういう気持ちで緊張しながら一般質問を行います。

まず、あらかじめ熊本地震に係る御船町の復興策について、ということで質問をさせていただきます。質問の要旨については、まず1、本町の復旧・復興を進める上での町長の基本的な考え方をお伺いしたい。2つ目には、復興に向けた課題として挙げられることはどのようなことか。最後に、復興に向けた課題を効果的に解決するためにどのように取り組んでいくのか、ということでございます。

後では再質問に、個別に質問を行いたいと思っております。

○町長（藤木正幸君） 岩永議員の質問にお答えいたします。

熊本地震に係る御船町の復興策について。（1）本町の復旧・復興を進める上での町長の基本的な考え方を問うについて、お答えいたします。

今回の震災復興計画の将来像を「みんなが夢を持って住み続けられるまち」とし、昨年12月に策定した御船町まち・ひと・しごと創生総合戦略においての目指すイメージを、「住みたい！住んでよかった！スマイルみふね」としています。私はまちづくりの基本は人が御船町に住むことと考えています。人が住むと地域ができます。その地域が元気になれば必ず町は元気になるものと考えております。

（2）復興に向けた課題として挙げられることはどのようなことかについてお答えします。震災復興計画の将来像を「みんなが夢を持って住み続けられるまち」に向かって進むためには、町民が活躍できることが大前提です。まずは、町民の生活の基礎を確立するため、被災者の生活再建を最優先課題として取り組んでいきます。

また、地域を維持していくためには、地域の人と人とのつながりがとても大切です。ただし、震災において、家屋被害により仮設住宅やみなし仮設住宅にやむなく住居を移しておられる方が多数おられることから、今まで住んでいた地域を担う人材の流出が起きているのが現状です。本人の意向が一番大切ですが、できるだけ被災者の方々には今まで住んでいた地域にまた住んでいただく。震災前よりもさらに発展した地域づくりの一様を担っていただきたいと考えています。そのためには、今後住宅再建に向けた宅地復旧や個人再建が難しい方々へ提供する災害公営住宅の建設場所等を検討する必要があります。

また神社、集会所など、地域における心のよりどころとなる施設が被害を受けました。地域コミュニティ施設復旧においては、復興基金事業の対象となっておりますので、広く

呼応し、今後ニーズを把握していきたいと思っております。

(3) 復興に向けた課題を効果的に解決するために、どのように取り組んでいくのか、についてお答えいたします。何ををもって効果的と定義するのは難しいですが、効果とは、早く復旧し将来像に達する時間だと思っております。この時間を有効に活用するためには、大きく3つの要素があると思います。1つは、課題を把握すること。1つは、人を投入すること。1つは、お金を投入することということです。

1つ目の課題を把握することは、地区座談会での意見や町民アンケート、その他の意見を聞き、復興計画の方向性に沿って課題を整理することだと思います。それが今回の震災復興計画を策定する意義だとも考えております。

2つ目の、人を投入することは、課題を解決するために、私以下、役場職員一丸となって将来像に向かって進んでいきますが、行政だけでは解決できない課題は多数あります。

そこで震災復興基本方針の基本理念の1つに、絆と郷土を基調とした復興とさせていただきました。町民、地域、行政、さらには議会が一丸となって役割分担をしながら、未来の御船町をつくっていくことが一番の将来像への近道だと思います。

3つ目の、お金を投入することは、震災以外に対し、町の予算だけでは解決できません。補助率の嵩上げ、復興基金の活用など、国や県に対し議会とともに要望活動を続けていきたいと思っております。

○3番(岩永宏介君) 10月17日、月曜日なのですが、そこから11月11日まで金曜日にかけて10地区にわたって復興計画策定に係る地区座談会というのが開催されたと思っております。全課長が出席されて、私はまず田代西部に出かけたわけですが、非常に圧倒されました。そのことは別としまして、その後、今度は私の生まれたところの七滝中央小学校にも行きました。そして今住んでおる木倉が私は最後の3回目の出席で、木倉は私の今住所地です。住民として参加しました。前2回は議員として地区の方々がどういう御意見、御要望をお持ちかということで聞きたいという一念で出かけておりました。その課長がいらっしゃったことについては、全課長が出ておられたということには非常に感動しました。感動に近いものを覚えました。

ところが、その流れです。まず1点、第1番目に、町長は冒頭のごあいさつではどういうこととお話になりましたか。思い起こして答えていただきたいと思います。

○町長(藤木正幸君) その中の最初のあいさつの中身は、やはり今回の震災においてのこと

をお話をいたしました。そして、この座談会の目的といったものを。それから今回、この座談会において、私と同じ考えがあります徳野先生を中心としたふるさと発復興会議の皆さん方にお手伝いをいただいてコーディネートしていただくということ、そういったことをお話申し上げました。

○3番（岩永宏介君） それは共通してあったかと思うんですが、もう1つ共通してお話になったことがあると思いますので、もう1点、記憶に残っておればお出しいただきたいと思っています。

○町長（藤木正幸君） もう1点、この進むべき方向として、オールみふねで持っていこうということを申し上げてまいりました。

○3番（岩永宏介君） そのことを私は非常に印象に残っているんです。ある意味、印象に残っているんです。ある意味、非常に落胆を覚えたんです。なぜかといいますと、オールみふねということで説明がありましたけど、極めて抽象的で、そしてそのときにお集まりになっている住民感情とは非常にやっぱり感覚が違うなど、私も含めて皆さんが、参加した住民の方が言っておられました。とにかく、自分たちが町長と久しぶりに会うということで、自分たちが要望を伝えたい、意見を述べたいということで参加されていたその雰囲気、住民感情とは相当ずれがあったと、その参加者共々そういうお話をしました。終わった後ですが。そのあたりは、そういう意味で町民の思いに寄り添う気持ちは、姿勢は、やっぱり厳しい言い方ですが、欠落していたんではないかなという気がいたします。

ところで、オールみふねについては、今しがたも午前中の答弁でもお聞きしましたので十分わかったつもりです。4回聞きましたので。ところで、オールみふねには地元選出の県議会議員は入っているのですか。

○町長（藤木正幸君） もちろん、地元県議もオールみふねの中の一人だと思っております。

○3番（岩永宏介君） たしか11月の定例会議、このあたりを、同僚の田上議員並びに田中議員から質問があったと思います。町長にお尋ねになったと記憶しております。今度のあおぞらでそれが発行されます。それを読んでいて、町長はその質問に当たっての説明に、答弁は、まず田中議員の11月議会での直接的な、そのパイプについてのこういう質問が非常に印象的で記憶に残っておりますが、こんなふうに言われたかと思います。「お金を引き出すためには知事を通すのか、誰を通すのか、地元の県議会議員がいるのか、そういう話をしたことがあるか」と具体的に県議との連携を質問されました。これに対して、町長は、「災

害対策の部分で県議にも来てもらっている。共に頑張っている」それで、これについては、これはこの答弁では、私は、ほかの方は今度のあおぞらをみられるとどうなんでしょうね。たまたま同じ会合で顔を合わせたときに会った、あるいは県議から出向かれたとき会った、その程度にすぎないのではないのでしょうか。そういう答弁内容だということで、このことは、私が何でこんなふうに申し上げるのかというと、支援者に会って私に意見を言われるときの、昨日もそうだったんですが、七滝のほうに行って上野でお会いしたときに、このことなんですよ、質問は。非常に興味を持っているんです。増永県議ときちんと町長がつながっているのかと、増永先生にお願いをしているんだろうかということだろうと思うんですが、予算獲得にはそういうところがやっぱりあるんです。だから、そのあたりについては、この程度の答弁では、これは私はつながっているとは言いがたいです。町長いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） つながっている、つながっていないという問題を言われておりますけれど、私としては災害復興に来ていただいたと、いろんな会合で会ったときにお話をしていると、そういったことには間違いはないということであります。

○3番（岩永宏介君） それで、その町長の政治姿勢がそうであれば、こういうことを私は言えといえばあれなんです、とも思うんです。ところがやっぱり町民の利益、町益にかなうなら、増永県議と積極的に、もっともっとさらに友好関係を作っていただきたい。やっぱり県議あるいは知事、それからその上には県選出の代議士がいらっしゃいますので、それから各省庁に陳情に行くとか、それが普通の流れではあるんです。だから、地方分権だからそのあたりはちょっと変わってきているということについては、私は感じますけれども、やっぱり増永県議、地元に住んでおられる県議を通してやっていってほしい。これが町民の利益にかなうということで御了解いただきたいと、努力をしていただきたいと思います。増永県議はオールみふねの中に入っているということで、そんなふうに私は理解します。これは、序盤です。あと2つ目に関して質問をいたします。

御船町の震災復興計画基本方針に、復興に向けた課題という言葉がありますが、今、それについて答えていただきました。それで、まず、さきに私が全員協議会のときに、ある程度落ち着いてきたと思いますので、地震からしばらく時間が経ったところで、町長に質問をしました。「震災の総括をしてください」ということを言ったと思います。それで町長は、「今は忙しいけれども、後では総括をしたい」とおっしゃったと思います。それから、

熊本地震についての総括は終わっているのですか。

○町長（藤木正幸君） 私の思いといたしましては、12月までが査定、12月までに済ませなければいけないことというのが各課において続いております。この時期を乗り越えたなら総括できる時期がやってくると思います。そのときに行いたいと思います。

しかしながら、何も考えていないというわけではないです。今現在もこうやって議会を行う上で、私たちは新たなものを思いを持ちながら、今までどういったふうにしたのか、どうしなければいけないのか、そういったものを各課長、心の中に思っていると思います。そういったものをまた来年明けましたらまとめていきたいと思っています。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、総括はまだできてないということで了解しましたが、それは非常に問題です。といいますのは、こういう震災復興計画基本方針、出されるなら、その前にやっぱりこの文書を作る前に総括ができてないとやはりおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今、全体としての総括は行っておりませんが、各課においては、やはり今総括に近い十分な思い、そういったものは持ってこの復興計画に当たっておりますので、そういったところを見つめながらまいりたいと思っています。

○3番（岩永宏介君） そこで納得しまして、次の質問をいたしたいと思います。

そうしましたら、一番大事なことは、まだ総括も終わってないならば、座談会の中心的な課題は住民の意見・要望を聞くということではないですか。どうぞ。

○町長（藤木正幸君） もちろん住民の意見を聞いていくということです。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、あの10回にわたって行われました地区の座談会については、町長、今10カ所終わられてどういう感想をお持ちですか。

○町長（藤木正幸君） 大変重く受け止めています。私、最初にお話ししましたように今回の座談会を回ってやっぱり各校区での課題、思い、そういったものが違うと。ましてや、その中においてもその行政区において、また違うと。班においても違うということを申し上げました。いろんな要望、あそこで振ってなかったんですけども、各会場でアンケートを書いてもらいました。その中にもやはり自分たちの思いをいろいろな形で書かれていると思います。こういったものが私たちの財産になっていくということで、この中からできることをやっていく、やり遂げていきたいと思っています。

○3番（岩永宏介君） アンケートが出ましたが、アンケートの回収率はいくらでしたでしょ

うか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 10カ所で地区座談会を開催し、その場で参加者の方には、現在こういったことにお困りでしょうかという項目を書いてもらいました。アンケートをですね。現在取りまとめをやっております。最終的には、今回の特別委員会、明日予定されておりますので、その場で大まかな数値は回答できるものと思っております。

それから、地区座談会で出ました住民の方の質問、意見、それに各担当課長がどういったことを回答したのかと、これも明日には回答いたします。

○3番（岩永宏介君） アンケート、これはどなたが作られたんですか。どなたといいますか、特定の方じゃなくて、複数にわたっているかもしれませんけれども、担当はどちらで作られたんですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 企画財政課の責任において作成をし、お配りをしたものです。

○3番（岩永宏介君） 責任でというところが、非常に今あいまいにされたんじゃないかなと思いますが、責任はそうです。責任と作成者は同じですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） ふるさと発復興会議の徳野先生ほか、何名かの方々から素案を出していただきました。それで、町の職員の意見も、ここはこうしたいでしょうということで話し合いをして、アンケートの中身を詰めて、その詰めたものを当日の座談会において配布したということです。

○3番（岩永宏介君） 今の答弁です、責任と実際に作った主体が違うんですよ。言われたふるさと発復興会議というのはどういう、徳野先生の名前も出ましたけれども、町長からも先ほどから出ておりますが、どういう組織ですか。町長に伺います。

○町長（藤木正幸君） ふるさと発復興会議、こちらのメンバーは、まず熊大の徳野先生を中心とした大学の先生方、それとメディア関係、テレビ、新聞、そういったメディアの方々、それと地域づくりの方々、熊本県下、九州でいろんな地域づくりをされております。その地域づくりの代表の方々、それと私たち行政、この4者が一体となって中間支援という形でふるさと発復興会議というのを熊本県で立ち上げております。その方々です。

○3番（岩永宏介君） これを地区座談会意見経由とし、これは私は住民の立場で、田代西部でも出す必要はないんだけど、これはとにかくこの項目に、範囲が自分のこと、世帯のこと、家族のこと、家財産のこと、隣保組のこと、行政区のこと、旧小学校区のこと、町全体のことです。書こうと思うんです。住民として、木倉でも書こうとしました。書け

ないんです。これだけ制限して、何の意図に制限する必要があるのかと。自由に意見を、町長に意見と要望を上げればいいんじゃないんですか。役場職員だけで作っているならこういうのは出てこんどと思います。役場職員の方々だったら違うと思うんです。

この人たちが、この座談会に出られたこと、課長が全員お揃いになったことも大変大きく受け止めたんですが、逆な意味で低い意味で、低い評価の中で私が思うのは、何でその組織を入れて座談会をしなければならないのかというのが、もう本当に直感的に感じましたよ。いかがですか。

○町長（藤木正幸君） この座談会にコーディネーターを入れるというのは私の判断で入れさせてもらいました。もちろん近隣町村の方々と話も聞いて、そういった話にしました。益城町においても熊大の中間支援機構が入っております。その中において、今回は私の判断で入れさせていただいたということです。

○3番（岩永宏介君） 町長の判断とおっしゃいましたので、それはそれでいいと思います。ところが、まず断りますが、ふるさと発復興会議については、私は予断は持ちません。徳野先生は知っておりました。いろんな本を書いておられるから、地方創生に関する本もありますので、もう近々買おうと思っておりました。ところが、この先生の発言、司会ぶり、それからここにいらっしゃった2人、大体は3人でいらっしゃったと思うんです。その中のあと2人の方のうちの1人の司会の仕方は、これはまた違和感を非常に感じました。木倉では、住民の人が手を挙げてから、具体的に「友達が、自分の家が解体になった。そこで便器が残っておった。それを持っていっとらんとたいな」と、その方がその発言をされました。そしたら、徳野先生が、考えられないことに、「自分勝手に、そういう問題については、行政が答えられないこともある」とか何かいうことで遮断されたんです。ところが宮崎課長だったと思いますが、そのことについてきれいに説明を、回答をされたんじゃないですか。私は間違っていますか。だから、そこで騒然となったじゃないですか。そういう司会進行だった。

それから、2つ目のエピソードです。七滝中央小学校では、こやん言われた。そのときは徳野先生ではないです。その方が司会されとったときに、メンバーの1人の方がです。いろんな要望を、たしかあの地区の住民の方が発言されていました。そしたら、そのときの司会を担っていた方が、「役場職員も寝らんでから不眠不休で頑張っとな」と言われたんです。そしたら、住民の人が「おれたちもたい」とおっしゃった。「おれたちもたい。

用水路とか壊れて米作りを駄目にしとっと。だけん、先、もっと将来はどぎゃんなっとだろうか」というて寝られんということをおっしゃいました。

ある地区では、出てないところではこういうこともあったんです。座談会が終わってから区長にお会いしました。そしたら、「なかなか物の言えん雰囲気だったもんなあ」とおっしゃったです。「だから、担当課長を別途、別日にお呼びして、そしてそこで回答してもらおうかなとも思うとる」と。「それはできるか何かはわからんけど」とおっしゃいました。もっとそれを挙げれば、滝尾のこの前の会議でも、とにかく区長が文書で出されました。問題点ばかりですよ。だから、長くなりましたけれども、私はもう木倉で我慢できないもんだから、もう手が挙がっていました。「こういうのは座談会じゃないですよ」という発言をついにしてしまいました。

だから、何を言いたいかというと、やっぱり住民の思いにもっと耳を傾けて、復興をしていただきたいということです。そのただ1点。町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 今回の座談会に当たりまして、いろんな角度から考えながらいったと思うんですけれども、今言われたことがあるとするならば、もっと私たちも真摯に向かわなければいけないと思っていますし、徳野先生の問題につきましても、最後に徳野先生から各会場で進行に対してのお詫びもあったと思っておりますけれども、この座談会というのが、あそこで受け止めて、ただ話を聞くだけではないということのあらわれがこの問題にかかわってくると思います。あそこで受けたこと、そしてこのアンケート、これをどう生かすかという部分が私たちの本町になってきます。そのためには、ここに上がったことをまた、明日皆さん方にお話をさせていただくと思います。皆さん方もぜひともそのことを踏まえながら、地域の事情を上げていただきたいと、こういったキャッチボールが今から大事だという思いであります。そのきっかけを作っていただいたということになると思います。

○3番（岩永宏介君） そしたら、町長ばかりにお聞きしましたので、ちょっと変えます。吉本総務課長にお尋ねしたいと思います。この課長は、北田代公民館での座談会の席上、こんなふうにおっしゃったんです。「地区に以前からあった課題を、震災をきっかけに解決できないかと考えている」このような趣旨の答弁を課長はされたと思いますが、覚えておられますか。

○総務課長（吉本敏治君） 田代西部の公民館で申し上げたことは覚えております。

○3番（岩永宏介君） その分はいいんですよ。ところがその前置きに、「行政としてはとらえてないから、地区にある以前からの課題を今述べてください」と。そして「その課題を震災をきっかけに解決できないかと考えている」と。あの席で、私はメモを取ったんですが、行政は把握してないけれども、以前からあった課題も教えてくれと。だからある意味、半分は評価するんですよ。結局ピンチをチャンスに変える考え方だろうと思うんです。課題を今震災をきっかけにどうかしていこうということですから、いいなと思ったんです。ただ、後で自分のメモを見て、行政がとらえてないから課題を今述べてくださいとおっしゃったんです。だから、そのあたりでは、ひとつまた聞きますが、例えば地区ごとの課題というのを役場ではまとめているんじゃないんですか。いろんなところで、地方創生も関係するし、区長にアンケートをとられたり、そういうのはないんでしょうか。吉本課長、お願いします。

○総務課長（吉本敏治君） 私があのとき申ししたのは、震災前の状況において各地域でもいろんな課題があったものと思っております。ただそれをすべて我々が把握できていたかということ、必ずしもそうではないという意味で申し上げました。なおかつ、最初に行っていたのは、山間部のほうから行ってまいりました。水越から、田代東部から始まったと思いますけれど、主に山間地域にとっては限界集落等の話題もありましたけれど、特に震災前の中から買物弱者であったり病院への通院すらままならないといった方々もたくさんいらっしゃいました。それは福祉課長も当然存じております。しかし、それだけではなくて、コミュニティのあり方として近所づきあいにしろ、どういった祭り事にしろ、どういったものを地域で行っているのか。そしてその地域が何をもとにそういう結びつきが強くなっているのか。できればそういったことも伺いながらですね。

そして、復旧から復興へと向かう段階で、これまでにあった地域の課題も一緒に解決できていくなればそのほうがいいのではないかと考えていたところです。

○3番（岩永宏介君） そのうち、私が議員になってすぐ、吉村前議員からいただいたのはこういうのです。これは校区ごとに、最初が御船校区、そして地方創生対策要望（シート）というのが、こういうのが出されています。ありますよね。古いかもしれませんが。これをいただいてずっと読んでいるうちに、そしたら、田代西部校区で出された要望、そこで出された要望がこの中にもう既に何年も前の要望調査の中に出てくるんです。だから、そういうことだったら、この前の、これに載っているような同じ意見が出てくるなら、ぱっ

と反応して、これはどうなっているとか、やっぱり説明すべきですよ。そう思いませんか、藤本課長。

○企画財政課長（藤本龍巳君） そのエクセルの資料だと思いますけれど、作成した当時私もおりましたので記憶はありますが、それをちゃんと引き継げたかどうかというのは、非常に申し訳ないんですけれども、そこは完璧には引き継げてなかった部分もありますので、掘り起こして、ちゃんと再確認をさせていただきます。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、あと、先ほどの住民から、やっぱり住民の意見・要望というのに寄り添うというのが一番大事なのに、ああいう座談会で。はっきり言いますと大体こういうことですよ、徳野先生が、田代西部では冒頭に、「地震が起きてないならば、自分は何をしとったと思うですか」と聞かれたんです。そしたら、もう誰も答えないわけです、全然わからないもんですから。そして、自分は東本願寺とか西本願寺の、そういう門徒のことをやっているとかいう話が、延々とはありませんけれども、大事な時間をそういうのに削られてしまうところもあるんです。だから、ああいう、例えば組織を全否定はしないんですが。徳野先生の司会と、もう一人の方の司会はそれぞれの地区で違いましたけれども、3人というのは、あともう一人おられたのは、この前七滝校区をボランティアで溝掃除をされた、新聞に大々的に発表されました、あれもその団体じゃないですか、吉本課長。

○社会教育課長（吉本正剛君） 私もそのボランティアに参加しまして、その方と河井さんとお会いしました。

○3番（岩永宏介君） 河井さんが結局西原村では農業ボランティアをやられた方でしょう。だから、全否定しないというのは、その考え方あたりが素晴らしいから、一緒にされることは大事なんですが、座談会では非常にまずかったと思う。今後、あの方々のつながりは、町長にお答えいただきたいんですが、まだ続けていかれる予定ですか。

○町長（藤木正幸君） ふるさと発復興会議との仲は今後も続けていきたいと思っています。今後はもっと中のほうに入ってきていただきたいと思っています。その訳は、やはりさっきにも申しましたが、この御船町において災害復旧の鍵となるのは地域のコミュニティであるということ。地域のコミュニティが一番大事であると私もうたっています。その中において、あの方々の力も必要だということです。その中において、今までの統計もあります。そしてこれからの希望に向けた施策、そういったところも一緒に考えていっていた

だきたいと思っています。

○3番（岩永宏介君） ぜひ、座談会よりも今からなんです。そういう中間組織の力をお借りするというのは。やっぱりあの時点での、組織の方々がいらっしゃるということ自体は非常に私は、ほかの方も違和感を覚えておられました。

そうしましたら、これはあとは福永議員の質問と非常にダブりますので、復興に向けた課題を効果的に解決するためにはどのように取り組んでいくのかという部分ですが、非常にダブリました。それで、例えば課長会とか担当の係長のところがプロジェクトチーム、何とおっしゃったですかね、プロジェクト。

○企画財政課長（藤本龍巳君） ワーキンググループです。

○3番（岩永宏介君） そのあたりに、やっぱり課長クラスの方々の動きが非常に、震災のときもよかったと、私は印象深くそのときは思いました。間違っているかもしれませんが、現場で。だから係長クラスでそういうワーキンググループを作って。ああいう町の様子はわかりにならないと思うんですよ、実態を、そのふるさと発復興会議。だから、的外れなことを言われてからみんなが騒いだんです。騒いだと言ったら怒られるかもしれませんが、やっぱり異論は唱えられたわけです。だから、やっぱり一番地区の実態を御存じなのは役場の職員の方々です。だから、役場職員の方々がずっと前から言ってきておりますけれども、役場の力ですよ、総合力。これにまた仕事が大変ということにはなりますが、そのあたりをとことん議論して出し合って、共通理解のもとで復興をしていただきたいと思います。そのあたりをぜひ考えて、とにかくすべてにおいて、やっぱりこう何かきれいな、この計画も基本方針も、あるいは今日の答弁を聞いておりましても、そうしたいとおっしゃることはわかるんです。そこまでは誰でも考えるんです、どうかせにやいかんと。その先なんです、手法を議論して見つけていただきたいと。

町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） おっしゃるとおりだと思います。やはり、絵に描いた餅にならないようにするためには、やはり目標を定めて、そこにどういうふうに持っていくか、その手法が一番大事になってくると思います。

その中において、今言われたように係長の役目というのは、今後本当に大きくなっていくと思います。役場というのは思いがあっても、後ろに裏とか制度がなくてはなかなか進むことができません。その末端にいるのが係長が最前線にいるわけでございます。係長主

義という形になってくると思いますけれども、そこで考え出したものを各課長がいろんな形で後ろ盾をしていただきたいと思います。

その中において、でき上がったものに対して、今度は議会とともに行政そして住民の方々とともに動いてこそ、この復興に近付けるものと思っています。

○3番（岩永宏介君） 最後に、今、とにかく役場職員の力を高めるように議論を重ねてくださいというお話をしましたが、もう1点、選挙後、やはりやっぱりまだしこりが残っているんですよ。もうこれが、震災で何でもまとまらないのか、こういうことを言えるのは新米の議員だからこそかもしれません。

町長に1つお願いなんですけど、なかなかそのしこりを消すということは難しいかもしれませんが、これはどうでしょうかね。あんまり自分と同じ意見の方々が周りにいれば、これはやっぱりわからんと思いますので、ぜひもっと足を運んで、その場で、特に意見を異にする人との対話、これをぜひ努力していただかないと、復興も私は進まないと思います。ただ、復旧で終わってしまって、地方創生を見越した復興、創造的復興はできないと思いますので、その決意を最後に、もう時間がありませんので、残念であります、決意だけを述べていただければと思います。

○町長（藤木正幸君） 選挙云々ではなくて、復興にける思いは一緒だと思います。私からいく、向こうから来る、どちらだという形じゃないと思います。共に頑張っていきたいと思います。

○議長（井本昭光君） いいですか。

○3番（岩永宏介君） はい。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第24号 指定管理者の指定期間の変更について

○議長（井本昭光君） 日程第2、議案第24号、「指定管理者の指定期間の変更について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） 議案の提出のときに、難しく説明してもらったと思うんですが、ちょっと簡潔にお願いしたいと思います。

○社会教育課長（吉本正剛君） 簡潔にということですが、まず今の状況を、施設の状況からして、平成28年度いっぱいでの契約に、今年はなっているんですが、施設の状況からして、



新たに指定管理者へ移行するに当たって、まだ施設の状況がどういう形に変わるか、復旧がなされるか、結構傷んでいるところもありますので、そのあたりを考えると、今現在指定されている、受けておられる業者の方をもう一度1年間延長していただいて、今までのいきさつ、施設の内容等も十分把握しておられますので、よりよい施設運営にするためには、あと1年この指定管理者の期間延長をしていただいて、平成29年度に施設が完全に復旧した後、しっかりしたまた仕様書を作成して、次の契約に進みたいという考えのもとに1年間の契約をお願いしたところです。

○6番（田上 忍君） ここで1年間延長ということですが、今まで、震災前までは運営されていたと思います。そのあたりの検証とかはやられたんでしょうか。

○社会教育課長（吉本正剛君） これにつきましては、年度末、3人の評価委員をもとに検証を行っていたところです。

○6番（田上 忍君） じゃあ、もう1つお伺いしますが、最初指定管理をお願いするときに、この施設はどのようにしてほしいということを、最初の目的か何か文書であったかと思うんですけど、その辺をかいつまんで教えてもらえればと思います。

○社会教育課長（吉本正剛君） いわゆる今までは役場でやっていたところなんですけど、そのあたりは結構民の力を十分活用して、よりよい住民へのサービスができるというのが一番大前提だったかと思います。そういうところで、その指定管理者へ移行することによって、プラスその管理業者でまた新しい住民へのサービスを提供していたということも踏まえて、指定をお願いしているところです。

○6番（田上 忍君） わかりました。住民サービスを第一ということによろしいですね。今まで指定管理と、今回やっていただいておって、その辺も問題ないからもう1年間と。とにかく地震が起こって、そして施設をうまく活用できなかった。そして施設も傷んで、そしてまたその分でも利用できなかった。だから1年間延長というとりえ方でよろしいですかね。

○社会教育課長（吉本正剛君） はい、大体今言われたようなことになります。これをまた違うところに再度、結果的にどうなるかわかりませんが、なった場合に、今までの現状が全然把握できない状態にまたなされると、復旧に対してもいろいろ支障が考えられますので、今までの施設の内容等熟知されている業者に、再度1年間延長をお願いしたいということです。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。今回御船町のスポーツセンターについての指定管理の期間延長が出ているんですが、ほかの施設については、何か考えられているんでしょうか。

○福祉課長（道山敏文君） 老人憩いの家については、何月かの質問で、今後は売却等も含めて考えていきたいということで、一応延長も考えているということをお答えしました。今回予算の関係での債務負担行為では1年間延長で予算を上げておりますけれども、条例改正は今後の議会で1年延長を予定しております。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、「指定管理者の指定期間の変更について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第25号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第3、議案第25号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第26号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（井本昭光君） 日程第4、議案第26号、「御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、「御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第27号 御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第5、議案第27号、「御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（沖 徹信君） 消防が、今度総務大臣賞を受けられるということは、消防団員の頑張りが認められたということだと思います。ということで、おめでとうございます。

消防団員が、その中で3名増えたということで、今までの条例では420名、それを条例改正して450名ですという根拠はどこにありますか。

○総務課長（吉本敏治君） 450名にする根拠ということですが、先日の全員協議会のときも少し御説明したかと思いますが、まず消防団、機動力としてポンプを持っておりますが、ポンプの操作について大体1台当たり5名が必要かと思っております。その5名に対しまして、今現在30班ありますので、必ずこの5名が1班に当たり操作をするということになると、150名が必要となります。しかし、ずっとその150名でそれを担当するというのはなかなか困難ですので、基準としては3回ぐらいの交代要員ということで、その3倍の450名程度は、今の段階ですが、適当ではないかと思っております。ですから、5名掛ける30班掛ける3交代というところで450名という数字を上げたところです。これに対しましての消防長とかの具体的な基準は何ら示されておられません。したがってこの450名です。

あと420名から30名ぐらいプラスになりますけれども、ぜひ消防団にもその辺を理解いただいて消防団員の増加に我々も努めてまいりたいと考えているところです。

○12番（沖 徹信君） この間の全員協議会でも、5人の30班で150人と、その3交代というのはどういう意味なんですか。

○総務課長（吉本敏治君） もちろん、ポンプの操作は毎日行うわけではありません。ただ、いわゆる災害時等、火災の発生時等にずっとその業務に携わらなければならないという消防団員も出てきます。したがって、地元で起きた火災等に対応するためにはそれぐらいの人数が、3交代ぐらいで行う必要があるのではないかと考えたところです。

○12番（沖 徹信君） 3交代にリンクがわかりませんが、消防団員の定数増ということとは賛成いたします。

それで、質問ですが、以前私たちが消防をしとったときは800人ぐらいの定員でした。それからだんだん下がってきて、400何名とか、そうなったわけです。そういう中で、私は1回提案したことがあるけども、現在の消防団員プラスアルファで、団員の定員を決めておくら、毎年条例改正する必要はないということを述べました。それで、その当時の執行部からの答えは、定員に対して保険を掛ける、共済です。そういうのを掛けるから

それは無駄になると。無駄になるからそういうことはやりませんというようなわけですね。

今度は27名増えるわけです。27名分の保険とか、それはどうされるんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 消防団員の定数について、いろんな掛金、支出の根拠となる数字として、条例定数を使う場合もあります。したがって、条例定数がその積算の根拠となる場合は、450名という条例定数を使うと、その分支出は増えるとなるかと思います。

○12番（沖 徹信君） ということは、前はそれはでけんと言いつたけれども、今度はできるということですか。

○総務課長（吉本敏治君） 以前については、確かに私もそういう話を聞きました。予算の関係上から、できるだけ毎年わかっている予算、これについては、経常経費に係る部分だから削減をしていきたいということもありました。しかし、今回の震災等を経験しまして、どうしてもやはり消防団員は必要だと思っております。できれば、今の数よりも多い消防団員に入団をしていただいて、消防団活動に当たっていただきたいと思っております。

ですから、そういう経費に代えられない部分もあるんじゃないかということで、今回30名の定員の増加を条例改正として提案したものです。

○12番（沖 徹信君） そのことに対して、条例改正で450人にするということが、反対ではありません。そしてまだ、各分団、各班に「定員に達しておらんけん、自分たちも入ってくれ」と、そういう形で消防団員の勧誘をされるということは非常に結構なことだと思います。しかしながら、前の執行部はこうだったと、それをぽっと改めるときに、そこら辺のことは説明してほしいと思います。

それから、予算的にというなら、今が一番予算は厳しいときじゃないですか。去年から15%カット、今年も5%カット、今が大震災があつて、予算的にも一番きつときじゃないですか。それは言い訳にはなりませんよ。もうちょっと上手な言い訳をせんと。

○総務課長（吉本敏治君） 言い訳で申したつもりはありませんけれど、先ほど企画財政課長からも経常経費等について5%のシーリングを、平成29年度の予算で設けたという話がありましたけれど、この各課において担当する業務の中において、5%削減が厳しいところも出てくると思います。しかし、5%以上に削減が可能なところも出てくると思っています。ですから、その課の中で一定程度やり繰りできて、操作ができる部分については、その中でしっかりと穴埋めをしていってもらいたいと思っております。

必要なところには予算を配分し、不必要なところはさらに予算を削減すると、そういう方向で今後もいきたいと。これはもう企画財政課長も、その財政課のヒアリングの中にそのようなことを伝えております。この前の説明会の中にも、そういう趣旨のことを企画財政課長からみんなに伝えているところです。

○12番（沖 徹信君） 今度は450名、その後は500名というように団員が増えるように、分団長会議等々にかけて、団員を増やして、その予算が無駄にならないようにやっていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、「御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定する方は起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了をしました。

本日は、これをもって散会いたします

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時07分 散 会

御船町議会第 10 回定例会(12 月会議)会議録  
(第 3 号)

平成 28 年 12 月 13 日 (火)

(第 3 日目)

平成28年度第10回御船町議会定例会（12月会議） 議事日程（第3号）

平成28年12月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 議案第28号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第8号）について
- 第 2 議案第29号 平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（3号）について
- 第 3 議案第30号 平成28年度御船町介護保険事業保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 4 議案第31号 平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 5 議案第32号 平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第 6 議案第33号 平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第34号 平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）を改正する条例の制定について
- 第 8 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 9 発議第 7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 第10 請願第 3号 御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願について（継続審査）

2 出席議員は次のとおりである（14名）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1 番 田端 幸治 君 | 2 番 森田 優二 君  |
| 3 番 岩永 宏介 君 | 4 番 中城 峯視 君  |
| 5 番 福永 啓 君  | 6 番 田上 忍 君   |
| 7 番 藤川 博和 君 | 8 番 池田 浩二 君  |
| 9 番 清水 蕙 君  | 10 番 塚本 勝紀 君 |



1 1 番 田中 隆敏 君      1 2 番 沖 徹信 君

1 3 番 岩田 重成 君      1 4 番 井本 昭光 君

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 藤野 浩之 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

|        |         |           |         |
|--------|---------|-----------|---------|
| 町 長    | 藤木 正幸 君 | 副 町 長     | 本田 安洋 君 |
| 教 育 長  | 本田 恵典 君 | 総 務 課 長   | 吉本 敏治 君 |
| 企画財政課長 | 藤本 龍巳 君 | 税 務 課 長   | 福本 悟 君  |
| 町民保険課長 | 宮崎 尚文 君 | こども未来課長   | 坂本 幸喜 君 |
| 福祉 課 長 | 道山 敏文 君 | 健康づくり支援課長 | 松下 信一 君 |
| 農業振興課長 | 松永 正夫 君 | 商工観光課長    | 野口 壮一 君 |
| 建設 課 長 | 松岡 秀明 君 | 学校教育課長    | 米満 速敏 君 |
| 社会教育課長 | 吉本 正剛 君 | 環境保全課長    | 宮崎 靖 君  |
| 会計管理者  | 福田 敏江 君 | 監 査 委 員   | 山下 誠雄 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（井本昭光君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第28号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（井本昭光君） 日程第1、議案第28号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中城峯英君） 昨日の一般質問で藤木町長から復旧・復興に対する強い決意を聞くこ

とができ、大変心強く思っています。これから具体的にどのようにやっていくかということが課題でありますけれども、住民の意見を聞きながら、オールみふねで取り組んでいくということでございますので、大いに期待をし、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、まず歳入について質疑を行います。昨日も説明がありましたが、12月の補正予算の総額が206億円と、当初予算の73億円から約3倍に増加しております。これは他市町村を見ても全く郡内の市町村と同じ状況です。主なものは熊本地震の災害復旧工事の対応ということですが、歳入説明書の1ページを見ますと、町税が1億4,000万円の減額、これは税金の減免措置ということでありますけれども、その分は地方債で補填をしてあります。また地方交付税の約7億円の減額は、国の補正予算に伴う財源組み替えという説明がありますが、そのことについて、詳しく御説明をお願いします。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 歳入予算説明書の1ページを御覧いただきたいと思います。

1ページから2ページにかけて、まず1ページに、国の補正予算に伴う財源組み替えとありますけれども、1号補正計上分、この分について、マイナスの9,200万円、続きまして、次のページですけれども、2号補正で、マイナスの1億2,700万円、それから3号でマイナスの5億4,000万円と、都合7億5,910万円をここで減額をしておりますけれども、これは廃棄物の処理に係ります財源ということです。これまで廃棄物の処理に係ります財源は、半分が国の補助金、残りが特別交付税ということで、今言いましたような、1号から3号にかけて7億5,910万円の特別交付税を充てておったんですけれども、この枠組みが国の補助金の額、2分の1というのは従来どおりなんですけれども、起債を起こしなさいという方針に変更されました。残りの部分、これまで特別交付税を充てていた分を起債を起こすということになりましたので、特別交付税を7億5,910万円を減額をして、今回起債総額で30億100万円の増となっておりますけれども、この中に特別交付税を減額しました7億5,910万円の分が含まれていると解釈していただきたいと思います。

○4番（中城峯英君） 当初、地方交付税は起債に変わったということは、当然利子が発生すると思いましたがけれども、昨日の説明によりまして、12月と3月に起債総額、今御説明のように、30億円を増加して48億円となっておりますけれども、これは12月と3月に特別地方交付税ですか、で措置をしますということですね。これについては安心をしましたけれども、今後についても同様な措置を国はしていただけるのでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 平成29年度までは、そのような枠組みでなされると考えてお

ります。

○4番（中城峯英君） 町民の方は、いわゆる貯金、財政調整基金は底をついたと、借金だけどんどん増えよるが大丈夫かという声が聞こえますので、そのことについては、きちんと私どもが住民の人に説明しておきたいと、「心配しなすな」と、「ちゃんと地方交付税で特別地方で補填されますよ」ということを説明しておきたいと思います。

それと、昨日の説明で、平成27年度の起債総額75億4,000万円と本年度のを合わせて約120億円の起債残高がありますということですが、今年度はあと幾らぐらい増えそうなんですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 一般会計補正予算（第8号）の予算書の歳入の部分、3ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出予算補正と、町債のところ、補正前の額が18億4,780万円、これに今回30億10万円を補正しております。合計の48億4,880万円と、この金額が75億4,000万円に合計されて120億円ということになります。

○税務課長（福本 悟君） 私から町税の減額について少し説明をさせていただきます。

今回地震に係る町税の減免ということで、これは条例に基づいて減免をするものであります。まず、個人の住民税です。こちらについて、2つの条件があります。まず居住する家が半壊以上であること。次に、所得が1,000万円以下であること。この2つの条件をクリアといいますか条件を満たす方については、今回減免の対象になっております。またその中で1,000万円以下で、1つは500万円以下、次に750万円以下と1,000万円以下ということで、3段階に分けて、それぞれ減免をいたしております。

まず、所得割がそういうところで総額の8,000万円の減収を見込んでおります。次に均等割ですが、これは課税者すべての方を免除するという事で、約2,500万円減収を見込んでおります。

次に、固定資産税について説明します。まず、土地についてであります、これはあくまでも申請に基づいての減免であります。申請が109件上がっております。宅地が92件、雑種地6件、山林1件、田が1件、畑が1件、計92件であります。それぞれ被害の面積の割合において減額をするものであります。200万円程度の減収を見込んでおります。

次に、家屋の減免であります、こちらは所有に係る家屋の被害の認定、こちらが半壊以上の方が該当になります。総数にしまして3,235棟が今回減免の対象となっています。金額については、約4,000万円の減収を見込んでおります。先ほど中城議員から総額で約1億

4,000万円の減収ということになっていますが、今回まだ一般会計ということですので、実は特別会計の国保会計も、今回は出していませんけど、3月までは減額を予定しております。金額については8,000万円程度予定しております。また、その内訳については、後で質問が出ておりますので、そこで答弁をさせていただきます。

なお、こちらについては、起債で今回対応したいと考えております。

○4番（中城峯英君） 減免措置については、特別交付税で補填をしていただくということで、うちの財政を圧迫はしないということですので、それはありがたいと思いますし、はい、それはわかりました。

次に行きます。歳入説明書の7ページですけれども、辺田見中原工事費と書いてありますが、2億2,000万円の50%、これはもちろん歳出にも工事費が出ておりますけれども、これは中原団地のことでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これは中原団地を対応する事業です。

○4番（中城峯英君） 中原団地ですよね。と申しますのが、9月議会で提案されて、10月議会で実施設計が議決をしたわけですからけれども、地盤調査と実施設計に移る事前の準備は完了したということでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今、議員がおっしゃいましたように、10月議会で承認をいただいて、あとその調査設計が可能になったわけですからけれども、今調査設計については発注をする準備を進めておる段階ですので、まだ完了したということではありません。

○4番（中城峯英君） 実施設計ですから、じゃあどのような工事をするというのは決まっているわけですね。

○建設課長（松岡秀明君） 工事は、この前も説明をいたしたかと思いますが、これにありますように、大規模盛土の造成地の滑動崩落防止対策事業ということになります。工法としては幾つかの工法があるかと思いますが、その工法についてこれから実際の設計を組むということになりますので、具体的にどういった工法で大規模盛土事業を行うかということについては、ここでははっきりしたことは申し上げることはできないという段階であります。

○4番（中城峯英君） 9月議会で提案があつて、調査をします、実施設計も含めて調査をし

ますということで、早く工事費が上がってきたものですから、これは9月議会のときにこういう工事まで決まっておったんじゃないかなと思いましたので。いずれにしても、ぶり返すつもりはありませんけれども、早く住民の方々が安心できるような工事をやっていただきたいと思います。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（塚本勝紀君） 2点ほど質問をしたいと思います。歳出の7ページなんですけれども、ふるさと納税お礼品と書いて400万円ぐらいありますけれども、その説明をお願いします。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 今回の補正で返礼品代を415万円補正を計上しております。11月からインターネットのふるさと納税の特設のサイト、ここに正式に登録をしまして、商品などを載せているということです。これまでは返礼品の割合というのは基本的に納税額、寄附額の3割ほどを予定しておったんですけれども、それではなかなか寄附の額の増には結びつかないということで、今回思い切って5割程度の返礼品を差し上げるということに方針を変更したということです。11月から本格的に納税額の拡大に向けた取り組みをしているんですけれども、具体的に言いますと、11月大体一月間で185万円ほどの納税額の純増がありました。こういったことを、これまでに既に納税していただいたものもありますので、最終的には1,000万円ぐらいは納税額が見込めるんじゃないかなということ、現在返礼品を予算として150万円ほど確保しておりましたので、その差額415万円を今回補正をさせていただいたということになります。

○10番（塚本勝紀君） そしたら、50%ぐらいを、その返礼品に使うわけですね。

それと、ポータルサイトという利用手数料、これの説明をお願いします。

○企画財政課長（藤本龍巳君） これは先ほどの民間ネットのポータルサイトにアクセスをしてもらって、そのサイトを通して納税をしていただくんですけれども、ほとんどがクレジット決済、現金を直接町に納付されるということではなくて、クレジットカードを活用した納付の決済の方法をとっております。この予算がここに記載をした金額です。

先ほど納税額見込額1,000万円と言ったんですけれども、ここに書いております2,000万円との差というのは、返礼品が発生する納税額は1,000万円なんですけれども、全体としては2,000万円ほどの寄附額を予定しております。中には非常にありがたい方がおられまして、返礼品は要らないと、寄附だけでいいということで、そういった方もいらっしゃいますので、このクレジット決済、利用する方、最終的には2,000万円ぐらいの金額になろうかとい

うところで、今回5万円ほどの利用手数料を補正させていただいたところになります。

○10番（塚本勝紀君） それはわかりました。

10ページの弁護士の委託料というのがありますけれども、これはさまざまなもので裁判は行われておるわけですね。結構費用が出てますけど、そういったものを。

○企画財政課長（藤本龍巳君） これは財団債権支払い請求事件という裁判が、今回新たに起きているというところです。竹の、御船竹資源開発、ここが破産をいたしまして、破産処理が現在裁判所の管轄のもとで行われているんですけれども、その破産処理に関して株式会社ヤスジマがその保管料について、それは財団の債権じゃなかろうかということで裁判を起こしたというところです。原告はヤスジマ、被告は破産管財人ということになっております。ただ、破産管財人、被告と御船町は利害関係が一致しておりますので、補助参加をする、その予定で、今回弁護士費用をここで上げたところです。

この財団債権支払い請求事件が金沢地裁で提訴されましたので、そこまで行く弁護士の費用をここに合わせて計上しているというところになります。

○10番（塚本勝紀君） はい、わかりました。

それでは、21ページの仮設団地の代表者謝金とありますけれども、その説明をお願いします。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 現在、被災者の方々に入居していただく仮設団地21団地、425戸の団地が今でき上がっているわけです。この中で、代表者を決めていただくということにしておりますのが、集会所、みんなの家が設置されている仮設団地については代表者の方を選出していただくということにしております。これが11団地あるんですけれども、その代表者の方の、いわゆるお礼ということで、具体的にいろんな役割を果たしていただきます代表者の方です。町が配ります公文書の配布ですとか、団地内の方のいろんな意見を言っただけとときの取りまとめ役とか、そういったことをしていただくということにしておりますので、今回、来年の1月から3月までの3カ月分をここで謝金という形で補正予算計上させていただいております。

○10番（塚本勝紀君） それでは、いろんな問題がありますけども、地域の区長あたりの立場はどうなるんですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 先ほど集会所設置と言いましたけれども、集会所を設置する

という団地は、住宅戸数が20戸以上の比較的規模の大きな仮設団地です。そこは、既存の嘱託区から独立した形で運営されるということになっておりますので、今回、代表者の方のお礼をここで計上したということです。仮設団地はどこかの嘱託区内にはあるんですけども、その仮設団地の中の運営、このあたりには既存の嘱託員は参加をされませんので、そういったところで区別をしたということです。

○10番（塚本勝紀君） そしたら、当地の人は関係ないということですね。

○企画財政課長（藤本龍巳君） あくまでも仮設団地の中での自主的な運営と、そのお手伝いを代表者の方にしていただくということでの謝金です。

○10番（塚本勝紀君） ありがとうございます。

○13番（岩田重成君） 2点だけ質問します。

まず1点、31ページの企業誘致費です。50万円載っております。今までは白岩工業団地がもう埋まりました。今後はどこに誘致をされるかと思っていましたところ、今回インター周辺ということが出ました。もう少し詳しい説明をお願いしたいと思っております。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 補正予算説明書では10ページになります。企業誘致関連業務委託料ということで50万円ここに上げておりますけれども、復興計画の基本方針の中でも、これは記述をしているんですけども、今後産業の発展、これは復興には欠かせないということでインター周辺に既存の企業、今ある企業にいい影響のある企業を誘致しようということで位置付けをしております。町には、御船インター、小池高山インター、それから平成30年には仮称上野インターと、3つのインターができますので、ここの3つのインターのどこかには、最低でもどこかには住民の方が安心して働けるような企業を誘致したいということで、専門家のアドバイスを受けるということで、今回、その必要な予算を経費を計上したということになります。

○13番（岩田重成君） 今3カ所言われました。ぜひとも、この企業誘致はお願いしたいと思っています。特に、他村のほうは、益城、嘉島、甲佐あたりはもうできております。ぜひとも、この企業誘致はお願いをしたいと思っている次第でございます。

また、せんだって復興計画の座談会のときもいろいろ言われました。今、北中島インターも言われました。そのときも地元の方から、この企業誘致に関しては、北中島インターの周辺は、吹野、釜出、小川野の字界があります。また釜出の平野がございます。ぜひともこれはお願いをしたいと思っておる次第でございます。

それから、説明書ではなく、普通の予算書でございますが、30ページ、今回九州中央自動車道建設促進ということで、町長の旅費が載っております。今、九州中央道の工事の進み具合、どうなっておりますか。また今回の地震でどのような被害が出たか、わかればお願いしたいと思っています。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 九州中央自動車道の建設の進捗につきましては、ちょっと今手元に資料を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○13番（岩田重成君） この道路は、大体平成30年に開通と聞いております。町長、そこら辺はわかりますか。

○町長（藤木正幸君） 平成30年、この開通は間違わないように今進めているところであります。その中において、被災箇所というのは今度の地震においてはあまりありませんでした。しかしながら、やはり崩落箇所もありますので、そこを中心にしております。国の方向としては、この間国に行ったときには、この中央自動車道の効果、これが今回の地震によって大きく左右されるというところがあります。今度はやはり延岡と御船をつないでおかないと、今度南海トラフが来たときのところが心配されるということもあります。国交省としたらこの道を急いで完成させたいという意向でありますので、北中島までの区間は30年、これは守るということで、今進めております。

○13番（岩田重成君） 今、平成30年に開通と聞きまして安心しました。特に、今回の災害あたりは、ぜひともこの道路が必要でございますので、お願いしたいと思っております。

そこで、インターの名称、いつか議会で私申し上げました。今度小池高山インター、そして上野インター、その上野インターの中に吉無田をどうしても私は入れてお願いしたいと思っていますが、町長いかがでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 仮称上野インターの名称につきましては、先般、国交省から町長に意見伺いの照会の文書が来ております。このあたりの御説明を、本日の災害対策特別委員会の席をお借りして説明しようという段取りを立てていたところです。その中で詳細な説明はさせていただきたいと思います。

○13番（岩田重成君） 上野インターといっても、やはり私は吉無田が今から先大変賑わいはせんのだろうかと思っています。そこで、やはり「上野インター」よりも、「上野吉無田インター」になれば、それこそ各ほかの方も見てから、やはり「吉無田が、ああ、あるばいにや」とわかってくれるんじゃないかと思いますので、ぜひともインターの名称をできる



だけお願いをしたいと思っています。

○12番（沖 徹信君） 天君ダムの流木搬出ですけれども、歳入の3ページです。この中で熊本県が50%、それから50%のうちの10%が熊本市、38.7%が嘉島町、9%が益城町、残りの43%が御船町ということで理解していいんでしょうか。

○農業振興課長（松永正夫君） はい、そのとおりです。建設当時協定を結んでありますので、熊本市、嘉島町、益城町、御船町と熊本県で結んでありますので、その率に合わせて毎年負担金等については徴収しております。

○12番（沖 徹信君） 予算説明書の29ページです。歳出です。高木保育園の施設検討委員会の費用弁償等が出してありますけれども、人数が非常に少ないんですけれども、これは費用弁償をしなくてもいいという人が多いからこれだけの人数になっているわけでしょうか。

○子ども未来課長（坂本幸喜君） お答えします。

施設検討委員会のメンバーは全員来たところで11名です。そのうち4名の方に費用弁償に係るという、そういう意味です。

○12番（沖 徹信君） だけん、11名おって、4名に費用弁償するということですので、あとの7人の方は、1人が1万円の何かあったろう。だけん、まあ、その人も含めて4名かな。それで、あとのほかの人は、そのあて職というか、そういう感じで費用弁償を必要としない人という意味でしょうか。

○子ども未来課長（坂本幸喜君） お答えします。

あとは、あて職ですので、それ以外の方の7名の方に対しましては費用弁償が発生しないという意味です。

○9番（清水 陟君） 先ほど、岩田議員の質問にありましたインター周辺、これはどこのコンサルタントをお願いしてあるのでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） まだ決定はしておりませんが、これから選定することになりますけれども、いろんな先進的な企業誘致を実現させた方、手掛けられた方を、そういった方を想定しております。

○9番（清水 陟君） これは御船町の長年の夢というか、インター周辺をどうにかしなさいとずっと長く議員の方から言われて、今回初めてこういった問題が出て、私は非常に喜んでおります。ぜひ活用してほしい、そういうふうに思っております。よろしくお願いします。

それから、消防団員の表彰のことが載っておりました。説明書の60ページです。熊本地震災害に係る消防団員費用弁償というところで、表彰を受けた方がおられるみたいです。本当に消防団は、今回の災害のときにはもう寝なしで頑張りました。水越でも2人生き埋めになりましたけれども、夜中に消防団員が出て救助をしまして、一人の犠牲者も出さずに済みました。本当に、私として誇らしく思いました。この団員はどこで誰なんでしょう。

○総務課長（吉本敏治君） 今予算説明書の60ページです。熊本地震災害に係る消防団員に関しての、これはあくまでも感謝状ということで、今回熊本地震によって被災を受けた各団体に対して感謝状が贈られるということで、本町からは、今のところ予定しておりますのは副団長と職員1名分をここに補正予算として計上させていただいております。

○9番（清水 暲君） 私個人だと思いました。こういった非常に優秀な団員もおりますので、そういうのも上げていただきたいなと、そういう気持ちでした。

○議長（井本昭光君） 次に、質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 何点か質問いたします。4ページ、歳出です。中長期的人的支援に係る費用等が出ておりますけれども、これは何人分になっておりますか。また実際に何人の人的支援が現在必要で、現在何人の人的支援が得られているのか。恐らく説明で多々ありましたけど、人的支援がまだ十分でないということですが、その主な理由は何か御答弁ください。

○総務課長（吉本敏治君） ただ今の質問にお答えいたします。

まず、現在までに要望している人数は21人です。12月現在で13人の派遣職員が今在席しております。その派遣されてきている職員については、それぞれの状況によって2カ月であつたり数カ月であつたり、半年であつたりと、さまざまです。そしてなおかつ、今21人に対して13人ですので、若干不足をしているという状況ですけど、不足をしている職員が主に公共土木に携わる技術職員、それから農業土木に携わる技術職員ということになりまして、専門的な要素が必要となつてまいります。しかし、全国の自治体、小規模な自治体にとってはなかなかそういった技術職員が少のうございます。したがって東北大震災のほうにまだ出しておられる団体もあります。限られた職員の中から今回もまた熊本地震によってそういった技術職を出すというのが非常に各自治体、困難な状況にあるということ、なかなか要望人数に達しない理由としては、そういうふうに聞いております。

○5番（福永 啓君） 国に要望に行きましたときに、これは制度があるから制度を使っていただければちゃんと出ますよみたいなことを局長はおっしゃったんです。ここはやっぱり現場と東京のギャップだと思うんです。そういうふうに、実際の状況を中央のほうにも伝えていく、そういう活動も続けていかなければならないなと思います。

次に、8ページ、地方バス運行補助金、これは一般財源がほぼだったと思うんですけど、これが今回これほど増えた理由というのは、これは熊本地震が影響しているとお考えなのでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） これは、今回補正をお願いしているのは熊本バスに係る分なんですけれども、福永議員がおっしゃいましたように、震災の影響でかなりの乗車人員の減があったということで、それだけ欠損が増えたということで補助の申請額が非常に大きかったということになります。

○5番（福永 啓君） 今後は逆に公共交通の利用価値が高まっていくと思いますので、このあたりも再三申し上げていきますとおり、公共交通網の整備を通して削減を図っていただきたいと思います。

次、説明書の25ページです。修繕費と書いてありますが、これはどこの修繕費でしょうか。

○福祉課長（道山敏文君） 失礼しました、説明不足ですけど、これは老人憩いの家の修繕費です。

○5番（福永 啓君） 続きまして、31ページ、子どものための教育・保育給付費国庫負担返還金、これが生じた理由をお答えください。

○こども未来課長（坂本幸喜君） お答えします。

これは、平成27年度の私立保育園の運営に係る国庫と県費の返還金であります。子育て支援関係に関しましての国庫補助金に関しましては、実施設計に基づきまして翌年度精算という形になっております。返還金の主な原因といたしましては、まず平成27年度に大幅な子ども子育て支援法の改正が発生しております。補助金の加算対象項目が増えたということです。それに、各園から補助金の対象としての申請がありましたが、補助金の詳細な交付要項これが平成28年1月に公布されたところ、延長保育や専任の主任保育士、また園庭保育ごとに係る加算項目ごとに、保育士の配置が必要であるということがわかりました。その保育士の確保ができなかったことで、この加算対象が対象外になったということが発

生した主な原因です。

○5番（福永 啓君） いろいろ補助項目が増えた。でもその補助金を得るためには保育士の増員が必要だったということですよね。それができなかったために、その補助金を申請したけど得られなくて返還となったということですね。よくわかりました。

続きまして、33ページ、被災住宅の補修費とありますけど、これは今回の追加分を入れて結局何件分になったんでしょうか。そして、今後の見通し、そして、これの申込みの工期等です、これについてはまだ工事ができとらんと心配していらっしゃる町民の方もいらっしゃいます。これは延長はされるんですかという問い合わせを多々いただいております。このあたりについてはいかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

現在、御存じのとおり応急修理の申込みというのが、もともと今月の12月13日までだったと。それが平成29年4月13日までにこれは延長されたということで、そういったことで、現在申込みもまだどんどんこれまで申込みを躊躇されていた方々も申込みをされてきている状況にあります。また、被災家屋の調査です。そういった調査もまだ続いている状況であります。

そういった状況もありますので、今後これについてはまだ申込みが伸びる可能性があるということで、大体申込件数を900件、今のところ見込んでいます。

それから、もう1点の改修・修理の延長といいますか、についてでありますけれども、これについては、現在県にも確認をしておるところですけれども、今後具体的な期日については、申込みの状況それから工事の状況等を勘案しながら、改めて県から通知をしますという返答をいただいております。

そういったことで、具体的な期日等についてはまだ回答をいただけていない状況であります。

○5番（福永 啓君） これは半壊の方がよく使われている大変重要な補助金であります。制度がよくころころ変わるんです。ですから、問題は周知の方法だと思います。それが変わるたびに確実にそれを半壊世帯に、今現状はどうなっているんだという周知徹底されるような方策をきちっととっていただきますようお願いいたします。

続きまして、37ページです。原材料費、これは何ですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） これにつきましては、昨日町長から説明がありましたように、

10回の町政座談会される関係で、南木倉地区の方から、町民グラウンドの解体一次仮置場のところにあります、あそこに持ち込むトラック等がスピードを出しすぎるとかいろいろな苦情とか、そういう御要望がありまして、看板設置代の原材料ということになります。

○5番(福永 啓君) はい、わかりました。38ページ、塵芥処理費関係です。これが減額と増額が入り交じっているような形なんです。なかなかなぜこのようになるのかが簡単に理解できなかったもので、わかりやすく説明してもらってよろしいですか。

○環境保全課長(宮崎 靖君) 端的に申しますと、解体件数が増加したこと。当初は850棟ぐらい見込んでいたんですけれども、実際には1,500棟近くになっております。その災害査定を受けました金額が71億200万円だったんですけれども、そのうち今年度平成28年度予定しているのが約28億円程度です。その中で減額になっている部分につきましては県の二次仮置場が9月ぐらいには設置をできるだろうということでやっていたんですけれども、ちょっと工事等が遅れまして、その分、まだ御船町は搬入はしておりませんけれども、もう今から、明けてからうちは県の二次仮置場に搬入する予定になっていますけれども、その委託費の減、それと査定を受けました段階で項目値が、後で出てきますけれども、2億5,000万円については先行解体分ですので、これは個人に対するものということで、補助金対応になりますので、そちらに組み替えた。そうしたプラス・マイナスがありまして、ちょっと入り組んだ段数表になっているんですけれども、そういう形で今回補正をしたというものであります。

○5番(福永 啓君) はい、よくわかりました。次、39ページ、これも原材料費、内容は書いてないんです。39ページの原材料費、これは何になりますか。

○環境保全課長(宮崎 靖君) これにつきましては、今城のみんなの広場の、あそこを一次仮置場にしたんですけれども、最終的なまだ整地ができておりませんので、あの分につきましては、うちで対応したいという、砂利とかクラッシャーランとかそういう入れる原材料費という形になります。

○5番(福永 啓君) あそこは住民の方々がグラウンドゴルフをしたいとおっしゃっていて、いつできるかと待っていらっしゃいます。大体完工、工期がきちっと整地できて、住民の方々がグラウンドゴルフをできるようになるのはいつの見通しでしょうか。

○環境保全課長(宮崎 靖君) ちょっと遅れておりまして申し訳ないんですけれども、1月の中旬から入りまして2月の初めには工事というか搬入が完了して、整地が行われると考

えております。

○5番（福永 啓君） 次は、47ページ、ここの委託料、農業の関係です。被災し、クラックへの見通しが立たないと書いてあります。ということは、これはしないからの見直しなのか、将来どうなるのかとか、そのあたりの御説明をお願いいたします。

○農業振興課長（松永正夫君） 中山間地直接支払制度につきましては、平成27年度で1回見直しを行っております。その後、今回の地震によりまして被災農地も大分ありますので、その後復旧等にめどが立たないところにつきましては、今回特例で除外をしてもいいということが制度でできましたので、その分についての除外をしますので、大体面積につきましては、もう区長及び関係者と立ち会いを終わって、大体17ヘクタールほどの面積を減額するような形になっております。そのために、再度減額するところにつきましては、傾斜度とか面積とか図面等の作成が必要になりますので、その分の委託料になります。

○5番（福永 啓君） 結局17ヘクタールぐらいが実質的に作付けが難しくなって、今回暫定的に1回除外しておく。そしてできるようだったら、またそこをさらにできるようにして、またそこは将来的にはやっていくという考え方でよろしいんですか。

○農業振興課長（松永正夫君） そうですね、今回5年間は作付け等も難しいということで、農家から上がっておりますので、その間に作付け等農地に復旧ができればその分についてまた編入、入れるということもできます。

○5番（福永 啓君） 長いですよ、5年間とかですね。それは被害の深刻さを物語っていると思います。

続いて、48ページ、地籍調査、これはほぼ全額減額となっています。震災において、地籍調査というのは根本的な見直しが必要になってくると思うんです。何しろ今までの基準点が10センチ、20センチ、場合によってはメートル範囲でずれているところがあると思います。地籍調査なんですが、この復興震災における、当の問題点と見直し、これはどうなっていますか。

○農業振興課長（松永正夫君） 言われるように今回の地震で基準点等が大幅にずれておりますので、今現在国で基準点等の調査を行っております。調査が終われば、その補正係数等に基づいて、再調査するのか、補正でできるのかで今後それに基づいて検討していくことになります。再調査については、国・県と協議しながら、どうやっていくか、方法等を今後検討していかなければならないと思っております。

○5番(福永 啓君) 一日も早く行わなければならなかった地籍調査なんです、これほどに丸々1年以上は今の計画から遅れてしまわざるを得ないという状況になったということではよろしいですかね。はい、わかりました。

○4番(中城峯英君) 歳出説明書の39ページです。損壊家屋解体・撤去業務委託料が4億8,000万円減額されております。理由は何でしょうか。

○環境保全課長(宮崎 靖君) これにつきましては、先ほど福永議員に説明もありましたとおり、査定を受ける段階で解体費用と運搬費用と処理費用というのは別枠で計上しなければならなくなりました関係で、当初6月に補正等を組ませていただいたときには、全体をどんぶり勘定といいますか、全体枠でこのくらいだろうということで計上していたんですけれども、今回ある程度の目安ができましたので、その分で下がったという、分けたという形の補正予算の計上となったということになります。

○4番(中城峯英君) 13億円の配分が変わりましたということですね。ただ、皆さん御覧になったと思いますけれども、11月18日の新聞報道によりますと、公費解体の申請棟数件数の進捗率です、御存じですよ、課長、13.5%と、郡内で最低でありますけれども、なぜでしょうか。

○環境保全課長(宮崎 靖君) これにつきましては、事務手続きが、私たちも遅く取りかかった分があります。それから、うちの町の場合は環境省基準に基づいて取り扱っております関係と、先行解体が今現在88件と、少なくなっているのも原因だと感じております。昨日現在で1,086件、約1,500棟ぐらいの解体件数ということで、今現在1,081件で、1次調査を終わっている件数が829件、76.7%、これがうちで言う解体協に発注した件数と考えていただければと思っております。現在、着工中が142件、日程調整中が395件、まだ未定の業者選定中が179件ということで、竣工済が、公費解体分が119件、先行解体が88件、計の207件ということで、19.1%になっております。

今後の見通しを述べさせていただきますと、前回の議会の答弁では、解体協それと地元の業者協力によりまして、20班程度の班が組めるということで申し上げていましたけど、今実動につきましては40班ほど動いております。その関係上、12月末現在では約40%ぐらいいいればと考えておりまして、再来年、平成30年3月までと申し上げましたが、これが所有者の解体される方の都合を考えますと、遅くなる分はいいんですけれども、早くしていただきたいという件数につきましては、来年の3月までには終わるんじゃないだろうか

と考えています。

その中で、今現在町内10業者、それから県内11業者の、今のところの最大班数は60班が投入可能と聞いておりますので、なるべく早く終わりたいとは思っております。誠に申し訳ないんですけど、今のところまだ県内でも低い解体の進捗率になっているというのが現状であります。

○4番（中城峯英君）　ということは、スタートが遅れたと。新聞に載っていましたよね、甲佐は職員が東日本から派遣した人が、罹災証明をまず発行してするのが一番だということで、急ぎましたと。その結果で次々とスタートが、スタートダッシュが早かったから、我が町はスタートが遅れて未だもって、しかし今はピッチを上げて40班体制でやっておりますということですけど、町民の皆さんからの声は、家屋の解体、これが当然のことながら生活の第一歩ですと。これがまだ遅れている。私高木ですが、高木も随分遅れています。ですから、町の復旧の取り組みが遅れているのじゃないかという声を、私どもも、「あたたちゃ何しよっとな」と、私たちも言われるんです。これについて、藤木町長はいかがお思いでしょうか。

○町長（藤木正幸君）　ほかの町と比べてみたら遅れていると出てきておりますけれども、今現在町で行えるものはすべて手は打ってあるというのが現状であります。そこにはやはり解体協と建設会社との間の問題もありますし、やはり解体業者の不足というところも出てきております。しかしながら、今現在いろんな形で、打つ手はすべて打っておりますので、今後早くなってくるだろうと思っています。ということでよろしくお願いします。

○4番（中城峯英君）　今、そういう体制を組んで早くできるようにということですけども、副町長、今まで外から役場の執行体制を見てこられて、今の状況をどのようにお考えでしょうか。

○副町長（本田安洋君）　私、入ってからまだ2週間ぐらいで、役場に入って、「まあ、大変だったなあ」と、本当にやっぱり職員の方々も一生懸命頑張ったけど、やはり町民の希望に添うことがまだ遅れておったんじゃないかなと、そういう感じもいたします。そこらあたりは今後気を付けて、そして一致団結してやっていきたいと、気を改めてしております。

○4番（中城峯英君）　これは、職員の皆さん、本当によくぞ病氣もされなくて、精いっぱい頑張ってこられたということは、これは誰しも認めておるところです。ただ、御承知のように仕事は結果ですから、結果が出てない、最低ということは、何か仕事のやり方に問題



があると。私は生意気ですが、長いこと組織の中で働いてきました。やはり私が見てみると、皆さんそれぞれのポジションで精いっぱい頑張っておられる。しかし、そのまとめ役、旗振り役が今までになかったのではないかという気がしておりますが、私の見当違いの考えでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 旗振り役という、私のことになってくると思います。各課において一生懸命業務に当たっています。しかしながら、私が言うのは早ければいいという問題ではないと。確実にその仕事の内容を遂行しなさいということが第一となってくると思います。この御船町が解体が遅れているというのは、公費解体はどこの町もほとんど一緒だと思います。先行解体をいかに入れてあるかどうかだと思います。しかし、確実に先行解体を入れるというのがこの御船町の条件であります。今トラブルがなく、先行解体等住民の方がトラブルなく遂行できているのはこの御船町であって、ほかのところではいろんな問題が発生しております。そういった町民と解体業者のもめ事とか、町民と役場のもめ事、そういったことが本当に少なく進んでいると、そこは御理解いただきたいと思っています。やはり、被災者としては早さも大事かもしれんけれども、安全確実に、そしてあともめ事もなく業務が終わっていくということもあっております。ほかの町を例に出したらあまりにもあれですけども、やはり終わった後に、その土地、きれいに御船町の場合は整地までされています。ほかの場合は、そのままにして次のところに行ったということも聞いております。

そういった形で今現在確実に終わっていつているということだけ御理解いただきたいと思いますし、今旗振り役という問題があります。私を中心としてこの課長が旗振り役になっていると思います。現在そういったところを注意しながら、まずは職員の健康、住民のためにといったものを行いながら進めてまいりたいと思います。

○4番（中城峯英君） 課長にお聞きしますが、今新聞によりますと、確かに多重下請でいろいろと代金支払いのトラブルが起きていましたということですけども、御船町ではそういうことは発生してないですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 私のところにまいつている報告書の中では入っておりません。御船町の場合は、基本的に解体業協会に入っておられる方、それに町の業者なんかもその中の解体業に入っておりますので、新聞に出たのは、5次下請とか、そういう形だと思うんですけども、御船町の場合は多くて2次下請までのところで全部解体が進んでいると

考えております。

○4番（中城峯英君） 今町長のお話を聞きますと、御船町は公費解体の進捗率は遅いけれども、安全に支払い等のトラブルがないように着実に進めておりますということですね。しかし、数字はまだ上がっておりませんが、今班体制を増員して、できるだけ早く解体が終わるように進めておりますということによろしいですね。わかりました。そういうことであれば、そのような説明をするのが私ども議員の役割ですから、きちんと説明をし、「心配しなすな」と説明をしておきますので、ぜひとも今町長が言われたようなことを皆さんで実行していただいて、早く、まず復旧を進めていただきたいと思います。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（田端幸治君） ただ今の関連でございしますが、まず解体の件数が、当初見込みが850と、それが1,500と増えてきとると。いわゆる倍近く増えている。当初の見込みがどうであったのか、いわゆる罹災の発行状況と、恐らく解体するであろうという、その見込みです。あまりにも数字的に差がありすぎるんじゃないかと、そのあたりのことについてはいかがですか。

それと、これまでの説明によると、来年秋前には解体が終わるというお話でございましたが、これだけの件数が増えるという状況の中において、どのような修正をされておるのか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） まず、当初環境省から基準がまいましたものについては、半壊以上の母屋です、居宅部分については会議で解体になるという情報がまいて、町の場合はその件数が、850棟ぐらいだと考えていたところがあります。その後環境省との交渉の中で、解体する母屋については半壊以上、については確約をもらっているんですけども、それに付随する小屋等についてはその家屋等に倒れかかる、それと道にかかる、そういう場合に該当するところの回答をいただいております関係で、御船町、郡内はじめ熊本市も小屋についても公費解体の中に取り込むという形をとらせていただきましたので、そういう件数が増えたということになります。

もう1点、平成30年の3月には2年間の事業という形で環境省からも来ておりますけれども、今のところのこの進捗状況から行きますと、今のところは、遅らせていただきたい。その中に母屋に入っている荷物とかを置く場所がないから、解体についてはなるべく遅いほうにしていきたい。その分を除きますと、早くしていただきたいという件数について

ては、先ほども申しましたとおり来年の9月ぐらいまでにはめどがついて、あとはその解体される方との交渉なんですけれども、なるべく早く持ってきて、早く完了したいというのが、環境保全課、環境衛生係のみんなの気持ちであると、私もそう思っていますし、住民の方の生活再建にはこれが一番重要な問題であると考えております。

○1番（田端幸治君） 解体件数が850から1,500に増えたという大きな要因は、今課長の説明によると、家屋から、それから納屋、倉庫等が追加されたということで、件数が増えたということが大きな要因であると理解してよろしいですね。家主とのいろいろな御相談もあるかと思います。そういう中において、最終的には平成30年3月を最終的なめどとして解体を今後取り組みをしていくと。それによつては、先ほど御説明の中にもあったように、解体業者の班数を今後増やしていくということでございますが、ひとつ若干先ほど触れられておりましたが、解体費、現在県からはいつまでの分が解体費としての支払いがされているのか。どのような状況になっておりますか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） まだ査定を受けたばかりで、今日最終的に町長の決裁をもらったんですが、補助金交付申請、先月の、11月29日で環境省の廃棄物・リサイクル対策部長から災害廃棄物処理事業補助金事業限度額、先ほど申しました71億213万5,631円の限度額に対して補助額が35億5,106万7,000円の補助決定というか内示が来ているものであります。これに対しまして、平成28年度の予算計上、これは査定額なんですけれども、これは28億4,267万799円という計上をいたしておりまして、その2分の1、14億2,090万7,000円の今度の交付をしたいと考えていまして、まだ国からお金をいただいておりますので、概算払の請求を今からいたしまして、1月中にはこの14億円の中の90から95%を概算払でいただきたいと考えております。

○1番（田端幸治君） お金の流れがよくわからんですけど、結局御船町に対しては国から直接その補助金に来て、補助金を解体費用として業者に渡すという流れになっていくんですか。その流れの中において、現時点の解体というのは、恐らく先行解体を含めると6月ぐらいからもう始まってきていると思います。6月、7月、8月、9月、10月、11月、その中においてどれだけの件数が解体をされて、どれだけ部分が支払いがされているのかです。そこの支払いが非常に半年も遅れるということになると、業者の方々もやりたくてもやれないという現実が生まれてくるんじゃないかという心配・懸念があるんです。そこら

あたりを町が独自でやっているのか。県を絡めて県からおりてきたものをおろしていくのか、その作業によって大きく変わってくると思うんです。そこあたりのお金の流れがどのようなになっているのか、詳しく説明をしてください。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 国・県からこの補助金というのは一切いただいておりませんで、町の一般財源を今投入して、解体した解体業それから運搬する業者、それから最終処分する業者については、もうお支払いを済ませておりまして。11月末現在で約8億6,000万円ほどお支払いをしております。これは解体業者も含めまして、運搬業それから一仮置場のもの、それから最終処分場の処理費用に充てております。

○1番（田端幸治君） ということは、町の一般財源を使って立替払として11月末までに8億6,000万円の支払いをしていると。これについては、何月までの分であって、この分については、どの時点で例えば国・県、県を含めるのかどうかはよくわからんけど、どの時点でそのお金は入って来るという確約というのが出ているんですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） これは、どこの補助金も一緒なんですけど、制度上査定が終わりますと補助金交付申請というのがあります。申請が終わって、通常は基本的には毎年起債も一緒なんですけれども、5月末ぐらいに入ってくるものと、概算払といいまして、1回、概算をもらって、最終的に精算払を行って調整を行うという形をとらせていただく場合があります。今回の場合、解体の費用につきましては、まず町もお金がありません、底を尽きかけておりますので、概算払で来年の1月中にはこの概算払を交付してもらうような事務処理をしたいと考えております。

○1番（田端幸治君） もう一度聞きます。8億6,000万円については既に支払いが済んでいるわけですね。これは何月までの分の支払いになるとですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） これは11月末に請求があった分で、今月についても昨日1億700万円だったですか、先週が解体費用で約8,000万円、だから、今年中に今のところ支払った金額は約10億円ぐらいになるんじゃないかと思っております。

○1番（田端幸治君） 何月までの分にですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 8億6,000万円が11月まで、12月、昨日が1億800万円の請求を行っておりまして、先週が解体で8,000万円だったと記憶しておりますけれども、その費用を明日、水曜日が口座振替の日になっておりますので、その日に払うと。足しますと8億6,000万円に1億円、それから8,000万円、大体今年中に10億円ぐらいを払うという形に

なります。

○1番（田端幸治君）　ということは、いわゆる仕事をされている方には遅滞なく町から支払いもうその月で終わっているということですね。じゃあ、私がちょっと勘違いした。仕事はしたけど、なかなかお金が入ってこないと、そういう現実が生まれているから次に進めないということがあって、仕事の遅れにもなっているのかという感じを受け取ったわけですが、今の課長の説明によると支払いも既に終わっていると。いわゆる町が立て替えて支払いを業者の方には済ませておるということで、理解していいんですね。そこには遅滞はないということですね。

じゃあ、町の財政として見たときに、今の町が立替払をやっていると、先ほどの8億6,000万円と、それから恐らく追加があって、10億円程度の仮払いをやっていると。これに対する県・国からの補助金らしいですけど、は、企画財政課長、いつ入る予定ですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君）　補助金が具体的に入ってきますのは、先ほどの宮崎課長の答弁にもありましたように、出納整理期間の末、5月下旬ぐらいが通常のところです。それまで待てない場合には概算払の届けをするというところです。

当然支払いのための金額はショートしますので、それを避けるためには一時借入れとかそういった方法もあります。

○1番（田端幸治君）　今の企画財政課長の話で最終的に一時借入れ、今回のこの災害によって地方自治体が一時借入れをして、いわゆる緊急避難的にそういった借金をして時を過ごしていかんやなんというのは、非常に私は矛盾を感じます。こういうことに対して国・県はやはり速やかにそういった補助金申請があった時点において、概算払、随時やるべきではないかと、そういうことを私は求めにやいかんのじゃないかと。今回の震災によって何で町が一時借り受けをして、そういった時を非常的に対応せにやなんのか。そしてまたそれには利息も恐らく発生するでしょう。何でそういう無駄なことをやらにやなんのかなという感じがいたします。これは、国・県に対して、しっかりとした、やっぱりこういった災害が起きているからこそ非常的な財政支出をしなければならないという現実にはわかっているはずですから、ぜひ概算払でも何でも速急にしてもらいたい、これは要望をやらにやいかんと思います。通常の年とは違うわけですから、私はそういったところはしっかりと求めていかんやなんと思います。

ただ、やはり現場で働いている方々に迷惑をかけないように支払いがされているという

ことに対しましては、町の対応としてはきちっとできていると認識をいたしましたので。

それからもう1点、今後の公共土木についても、恐らく今後どんどん出てくると思いますが、今回も予算が計上されています。既に公共土木、発注された件数はどれだけありますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

現在、2回に分けて発注をしておりますが、大体40件から50件ぐらいの発注件数ということで認識をしております。

○1番（田端幸治君） たしか公共土木債というのは、今回の災害において約700件発生をしているとお聞きしておりました。今後、年度末を迎えるに当たって、今年度3月までどれだけ発注見込みでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

現在、発注に向けての災害査定が進んでおるところですけれども、今現在、今あっておる査定が第21次査定になっておりまして、今月中には査定を終了するという予定で進んでおります。以後においても、査定が終了次第年明けてからになります。発注に全力を注ぐこととなります。3月までには現在、大体おおよそ400件ほどの件数にはなっております。そのうちの85%を発注する計画で進んでおるところです。

この85%という率については、国からの補助金の割り付けといいますか、そういった関係があって85%という率が出てきているわけですが、あと残りについては翌年度以降の発注ということになりますので、今現在の進捗としてはそういう状況にあります。

○1番（田端幸治君） 1点は、いわゆる公共土木債の復旧工事も始まる、農災関係も始まるということで、心配するのが先ほどの国・県の補助金の問題がまたそこで出てくるんじゃないかと懸念をするわけです。そこらあたりに対しても、いわゆる町が一時的に仮払いをしなければならないという状況が発生するとなると、非常に災害復旧に対する財政的なしわ寄せが町に負担を強いるんじゃないかということの心配をいたします。そういったところに関しまして、やはり町長をはじめといたしまして、しっかりと国・県に現況をしっかりと伝えていただいて対応をやってくれということを、やっぱりお願いをしていただきたいと思います。それでないともますます町の運営というのは、次年度の予算組みを踏まえて、非常に厳しいものになるのかなと思いますので、しっかりと、それは政治行動として町長やっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 言われるとおりであります。私も県そして国にそのお話をしています。

今現在では、向こうからの回答は起債を担保に借入れをしてくださいということしか返ってきておりません。これから先も引き続きそういったところは私行きたいと思います。

○1番（田端幸治君） はい。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 議長。

○議長（井本昭光君） ちょっと待ってください。よかですか。

○1番（田端幸治君） はい、どうぞ。

○議長（井本昭光君） 藤本企画財政課長。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 補足をさせていただきたいと思います。

先ほど支払いの件、いろいろあったんですけれども、現在交付税の前払いで受け入れております。通常、精算払とか、そういったルールで来るんですけれども、これを前払いで先に受け取っております。

それから、特別交付税が12月、3月にはまいりますので、まだ金額に幾ら入るということはこの場では断定できませんけれども、そのあたりに期待をかけているというところではあります。

○1番（田端幸治君） 今課長から交付税のお話が出ましたが、交付税、平成28年度に関しては災害を見込んだ交付税ではございませんので、通常の町政運営の中に必要な交付税としての措置をされている、その金額しか入ってこないということでもありますので、その分に対する上乗せは特別交付税のみであろうかと。そこらあたりの動向は見守らなければならぬのでありますが、やはり時が遅れるということは非常に心配をするということと、やっぱり先ほどから出ておりますように、町は立て替え払いをしなければならない現実が生まれているということはしっかりと認識をいただきたいと思います。

それから、ひとつ懸念しますが、今後災害復旧工事非常に多くなってきます。そういう中において、地元の業者の方々に一生懸命頑張ってもらわなきゃならんし、頑張っていると思います。しかし、件数があまりにも多いがゆえに、阿蘇の水害のときに発生いたしました、いわゆる不落の問題、これが発生しはしないかという懸念があるわけです。特に農地災害等には条件の不利のところも非常にございますので、そういったところに対する対応といいますか、どのように考えを持っておられるのか、考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○総務課長（吉本敏治君） 今お尋ねになりました、公共工事の不落防止についてどのように考えているのかということ、これは私たちも常々事業課ともそういう話はしております。今後、さらに発注件数が増えますとそういった懸念が出てくるわけですが、その前の段階として、県の管理課あたりにも、その不落防止のためのお知恵を拝借したりですとか、あるいは、町内、町外の業者を含めまして、もちろんほかの団体の状況も参考にしながら、こういった対応をとっているのか、それは今のところ現時点での調査をしております。今のところ各団体においてもさほど逼迫した状況にはないということも聞いております。しかし年が明けますと、そういう大量の発注業務が出てきますので、そういったことには、こちらとしても十分に備えていきたいと考えているところです。

○1番（田端幸治君） その点はよろしく願いをいたします。

それと今の業者のことですが、県内、県外とか、町内、町外というお話もあるようでございます。事実、今後において町内業者のみならず、町外、県外業者の応援・支援を受けるということは考えておられますか。

○総務課長（吉本敏治君） 今回、12月から副町長が誕生しました。いわゆる指名審査会の委員長になってもらうこととなっております。もちろん副町長とも相談しながら、その不落防止について、あるいは町外業者の対応について、今後十分に検討して、もちろん災害復旧を急がなければなりませんので、必要があればそういった対応をとっていききたいと、今の現時点では考えております。

○1番（田端幸治君） 先日の一般質問の中にも若干触れたかと思うんですが、災害復旧、特に急がなければならない農地災害等は急いでほしいという要望がかなりございます。そういう中において、山都町においてはもう既に地元の町内業者だけではとても手が回らんとということで、町長が宮崎のほうに出向いて、関係行政それから関係業者の団体、そういったところに要望活動を始めておりますというお話も聞きました。場合によっては、そういうことも含めながら対応をお願いしたいと思います。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 先ほどの岩田議員の質疑にお答えいたします。メモが届きましたので。

九横道の進捗状況なんですけれども、御船区間についての用地買収は100%完了したということです。それから、11月に最後のトンネルでありました田代第2トンネルが貫通をいたしております。それから、平成30年度まで北中島インターまで供用開始という予定な



んですけども、これはそのとおりに実現できるということで、順調に工事は進んでいるという回答を得たところです。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 2点お尋ねします。

まず、歳出予算説明書の40ページです。そこにあります、損壊家屋自費解体補助金と、この制度をまず教えていただきたいということと、今度は同じ歳出の説明書です、58ページです。工事請負費ということで、熊本震災のため減額ということで、この町営住宅関係でそれが出されておりますけれども、これをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○環境保全課長（宮崎 靖君） それではまず、40ページの損壊家屋自費解体補助金と申しますが、一般的に言う先行解体の分であります。この先行解体という分については、罹災証明が出て半壊以上の判定があった場合に公費解体に該当するんですけども、その前に地震後すぐに家屋等が被害を受けられて全壊して、要するに道路等に迷惑をかける、それから自分の家屋等に被害を受けた場合に、自分で業者に頼まれて解体をされたというのが基本的な、これが先行解体というものなんですけれども、そのほかに早く解体しなければならぬ家屋等がありまして、先ほど申しましたとおり、うちが公費解体がちょっと遅れたというところの事実がありますので、その前に解体をされた。それともう1つが、解体を今も先行解体をやっている方もいらっしゃいます。これは契約が、うちに公費解体の、熊本地震による先行解体前に業者と契約されていた分で、まだ終わっていなかった方がいらっしゃるという方です。そういう方も、普通は委託費になるんですけども、今回、この先行解体については、本人が業者に料金を前払いではなくて、もう解体も終わっていますので、料金も支払っていた費用、その分については町から解体をされた方に補助金交付という形をとらせて、その方にお金を支払います関係上、今回こんな補助金という形の制度上の問題がありまして、こういう形の予算計上になったということになります。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

58ページの工事請負費に関してでありますけれども、これにつきましては、平成28年度当初において、耐用年数を過ぎた町営住宅について解体をするということで、当初計画をしておったところでありますけれども、その後4月の地震の発生によりまして町営住宅についても多くの住宅が被災をした状況にあります。そういった中でまずは災害復旧を最優先にしたいということでありまして、当然先ほどちょっと申し上げましたが、耐用年数を

過ぎた町営住宅等についての対応も急ぐべきなんでありますが、特に緊急に対応しなくてはならないという状況でもないような状況もあります。そういったことで、まずは災害復旧を最優先するということでもあります。

本年度においては、この地震の発生によりまして、特に大型の災害復旧事業がたくさん事業の必要性が生じているところでもあります。そういったところもありまして、この解体をするに当たっての跡地の将来的な有効活用、そういった面も考慮していきますと、こういった部分的にポツポツと町営住宅の団地内において解体をしていく進め方では、その辺のところについての有効活用というのが非常に難しい状況にあります。それで、将来的においてというか、面的な解体、うちで面的といいますのは集団的な解体です。そういった解体を計画的に今後は進めていくべきではないだろうかというところに観点を置いて、平成29年度以降に今申し上げましたように、跡地の有効活用というのを前提として計画的に進めたいということで今年度、この3棟の解体については、まずは減額をして、平成29年度以降に新たに取り組みたいということで、予算の減額をしたものであります。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（沖 徹信君） 上野分館のことですけれども、上野分館は移設をという感じが出ていたと思いますけれども、あそこはこれはJ Aの事務所を借りて、そこを修繕して、当分の間上野分館として使うということで、J Aの事務所の改造修繕費ということで取っていいんでしょうか。

○社会教育課長（吉本正剛君） そのとおりです。

○12番（沖 徹信君） それで、J A跡地の借りる代わりというのが3月まで一応予算してありますけれども、どのくらいの年月というか、どのくらいの間J A跡地を借りて分館として使われるわけですか。

○社会教育課長（吉本正剛君） この上野分館につきましては、前町長時代から話があっけまして、改築の予定ということで取り上げてありました。その改築の予定は、具体的に何年度にするかというのはまだ未定であります。そういった地元からもそういった改築の見込みがあるということの認識はされていますので、年度を示すにはまだ至っていませんが、平成28年度で公共管理等の施設の管理計画を立てられる中で、そういったのが結びつけられるのかというのはちょっと思うところですが、そこまで行くかはまだ未定なところです。

そういうことで、一応まずは今年度まで、3月まで借りて、今こども未来課で和室を借

りておられますので、そちらが3月で切れます。平成29年度からは和室も含んだところをまた借り受けたいということは考えていますが、単年単年度の中で借り受けはしていきたいと。そういう中で、上野分館の改築が具体的になったところで移設といいますか新しい分館に直るという計画でおります。

○12番（沖 徹信君） この前、議会報告会等でも上野分館がないということで、使えないということです。それで早く造ってくれという要望もありましたので、そういうことで尋ねたわけで、早い移転をよろしく願いしておきます。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 何回か質問いたします。

まず、51ページ、商工観光課の分です。グループ補助金制度、これが東日本大震災以来この制度が適用されたわけなんです、御船町においては、どのような取り組みをして、その結果、どのような結果が出たのか、どのような結果になっているのか、お答え願います。

○商工観光課長（野口壮一君） 本グループ補助金は、平成28年度熊本地震により甚大な被害を受けた地域において、中小企業グループが復興事業計画を策定し、その事業計画に沿った展開をしていくというものになります。このグループ補助金は産業活力の復活、被災地域の復興、それからコミュニティの再生、それから雇用の維持を図り、産業の復旧及び復興を促進することを目的とするというものになっています。

今言われましたように、東日本大震災のときに宮城県が最初だったんですけど、今回の熊本地震で、熊本県中小企業等グループ復旧補助金です。これは2例目ということです。中小企業局（庁）の復興アドバイザーの御支援をいただいて、商工会を中心として、単町で被災した事業者の説明会を開催していったというものであります。御船町ではグループ名を「オールみふね恐竜の郷復興プロジェクト」と称し、5つの活動を展開していくという計画にはなっております。

この復興事業計画の中で被災額それから、それに対する今回のグループ補助金の額が累計的に含んどります。今回2次申請まで含めて、累計で参加企業総数が83社、総事業経費、いわゆる被害額ですけど23億1,837万円、そのうちこのグループ補助金、国と県を合わせて4分の3の補助金が出ます。この4分の3に当たる補助金が17億3,255万円となっております。

○5番（福永 啓君） これは、町の負担がほとんどなくて、しかも4分の3、企業の個人の商業施設に対して出るといふ、これは希有な補助金でありました。ほかの自治体では、やはり各企業のグループが自らグループを組んでやっているんですよ。ところが御船の場合はおかげさまで一体となって組ませていただきました。ほかのところはどぎゃんしよるかといったら、やっぱりコンサルが付くわけです。コンサルが付いて、その補助金の何%か5%かを抜いていくわけです。それは太かです。今回、御船町の場合は、町が商工会その他を全面的に支援していただきましてできましたもので、そういうものがない、これに関しましては大変企業者として感謝をしているところです。

続きまして52ページです。街なかギャラリー復旧事業、これと72、87ページも一緒にお答えいただきたいと思うんですが。大体工期、いつ終わるのかと、皆さんやっぱりいつから使えるごとなるとかという話を一番心配されています。暫定的にはいつなのか。元どおりに戻るのはいつなのかと、そういうのを答えられる範囲で構いませんからお答えください。

○商工観光課長（野口壮一君） まず、街なかギャラリーについて説明をします。今回補正予算で1,682万3,000円計上させていただいているわけですが、設計が完全に上がってきたということで、年を明けて1月に財務局との査定が手続きがあります。この査定が終了次第速やかに発注に向けて進めていきます。設計業者との打ち合わせの中で、工期について協議をしました結果、やはり4カ月から5カ月の工期を要するということが言われております。

あと1つ、ちょっと懸念されることなんですけど、池田印刷さんの裏にもう1つ棟続きの家屋があるんですけど、今回被災を負われています。公費解体でそこも解体をするということで、そちらの公費解体との絡みもありますので、この辺を考慮すれば、9月もしくは10月からの再開を目指しているという計画になっております。

○社会教育課長（吉本正剛君） 後半に言われた86ページ、いわゆる社会教育施設のことだと理解しております。それについて説明したいと思います。

まず、カルチャーセンターにつきましては、カルチャーセンター、スポーツセンター、恐竜博物館、すべての社会教育施設につきましては、2月の査定を受けて工事の発注にかかりたいと思います。

1件ずつ説明しますと、まずカルチャーセンターにつきましては、さっき言いましたよ

うに早くて年度内発注ができるのかなと。工期も半年近くかかるようですので、実際に新規オープンといいますか、それは来年の10月1日が、そこまでにはできるのかなというところでおります。カルチャーセンター内の会議室につきましては、工事をしながら使える範囲内で工事中も可能かなというところは考えています。

それから、スポーツセンターにつきましても、今のカルチャーセンターと同じようなスケジュールになるかと思えますし、こちらも10月いっぱいまでは避難所となっていて、その後今設計を発注しているところですが、詳細について、床下あるいは天井内を調査しましたところ結構傷んでいるというところで、当初は、今プール、武道館がオープンをしているところですが、当初はしっかり発注するまでは使わせたいと思っていましたが、ちょっと危険だというところでこのまま閉じたままで工事の発注を待つというところにしております。そういうことで、ホームページにも記載しているところです。

恐竜博物館につきましては、こちらは夏の特別展を予定しておりますので、4月の査定もありますが、今事業計画も発注しておりますし、今度の補正予算にもありますので、即座に発注をしまして、でき次第、査定も早く発注ができるようでありましたら早く発注して査定を受けたいと思っておりますが、同じ時期になるかと思えます。特別展が交流ギャラリーにもできますので、交流ギャラリーを先にして、特別展が始まる7月15日から11月22日ぐらいまで予定しているかと思えます。特別展も7月15日からですが、1カ月前ぐらいから搬入等の準備がありますので、交流ギャラリーは5月いっぱいまでには終わりたいと。常設展はやはり春休みからゴールデンウィークは常設展は賑わいますので、ゴールデンウィークが終わった後、発注をかけて、特別展に間に合うようにしたいという計画でいるところです。

あと、こちらに出ています水越社会教育センターも、当初はこの補助事業が60万円以上なければいけないというところでしたが、再度設計屋に見てもらったら70から80万円、約100万円近くかかるだろうというところもありましたので、今度計上して、水越の社会教育センターは小学校の校長室と職員室の間のエキスパンションが壊れていましたし、多目的室です、給食、水越活性化がしているところの棟が、大きな壁の決壊がありまして、また反対側に教室の大きなのが3カ所ぐらいありますので、その辺の補修工事をする予定です。

終わるのは、こちらは早めにはしたいと思えますが、事業は事業ですので、すぐ取りかかって行いたいと思えます。終わるのは、まあそうですね、発注、年度内には終わるので

はないかと思っています。

○5番（福永 啓君） 一つずつの場所が、「いつから使われるごとなつとね」と聞かれると思いますので、何月何日と言うのはまだ不可能だと思いますが、大体何月頃とか年度内とか、そのあたりでお答えしていただきたいと思います。

今、いろんな社会施設、学校教育施設、公共施設が御船町でも多大な被災を受けております。これに関する補修費、これがいっぱい上がってきています。これは補助制度において、震災におけるどのような補助制度があったんでしょうか。道路とかだったら、公共土木事業で9割が出るということになっておりますし、農業災害についてもやっぱりそれだけの補助制度が、激甚の場合はあります。公共な施設に関しましては、この激甚災害についてどのような制度があったんでしょうか。

○商工観光課長（野口壮一君） 今回、すみません、観光施設について被災を受けた補助制度はなかったものですから、今回災害復興事業債ということで計上をしています。

○社会教育課長（吉本正剛君） こちらは学校の説明があるかと思いますが、うちは公立社会教育施設災害復旧事業ということで11月9日に説明会があつておりまして、先ほどから説明があつたように2月の査定の準備費となっています。法的根拠は、激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律第16条というところです。補助率3分の2ということで、説明を受けております。

○学校教育課長（米満速敏君） 公立の学校施設に関しましては、歳入の4ページを見ていただくところなんですけど、文部科学省の事業で、文教施設災害復旧事業費国庫負担金という事業を経て今回取り組んでおります。ちなみに補助率は3分の2です。今査定を1月末まで受けるような、七滝中央小学校が一番遅くなるんですが、それを受けてしまいますと、その後文科省のあたりで嵩上げの検討をされる予定になっております。

○5番（福永 啓君） この公共施設に関しましては、最高でも3分の1、これは町が直接持ち出さなくてはいかんごとになっているとです、今現状の制度としては。これは大変復旧・復興に対する負担が、かかる額が大きい。これに対しましても、やっぱり現地とその制度の設計をした方との意識が大きくずれているのではないかと思います。今から、議会としましても、町としましても、さっきおっしゃったように、ぜひこのあたりの嵩上げをしていただかないと、やはり相当な被害を公共施設が受けておりますので、それについて努力をしていかなければならないと思っております。

続きまして85ページ、緊急傾斜地対策事業というのがございます。これは工期はいつまでですか。それと、大体終わる時期です。皆さんやっぱり終わる時期、さっき言ったみたいに、何月何日は結構です。大体秋とか、そういうざっくりしたところでいいから、大体どれくらいを計画してやっていらっしゃるのか。これは受益者負担はないと思いますが、その中に10%、20%って負担割合が変わっているんです、同じ町内でありながら。これはなぜ10%、20%と変わっているのか。それも併せてお答えください。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この急傾斜地崩壊対策事業と申しますのは、県が事業主体で行う事業であります。この事業については、県に確認をしましたところ、平成29年度までに事業を完了するというところで、今事業を進めているということの回答がありました。この事業の負担率の違いといいますのは、急傾斜地の高さの違いで、10%だったり20%だったりということで差違があるということの回答をいただいております。御存じのとおり、田代方面が1カ所ありますけれども、あちらのほうは崖地の高さが、傾斜地の高さが高いということで、その辺の関係で10%というところに率が下がってきているというものであると聞いております。

○5番（福永 啓君） 平成29年度中に終わると、といいますと平成30年3月までに終わるようにやっていくということですね、わかりました。

あと、この自己負担、これは県の事業ですから自己負担はないと思うんです。その他、先ほど申しました大規模盛土事業とか、地域崖対策、これは大体いかがでしょうか。1戸当たりどの程度の自己負担になると予想されているか。また、これもそれぞれすべて工期はどの程度、まあ決になっているところでいいです。平成29年度中には終わりますとか、大体その事業の最終、終わる時期、終わるめど、それもわかりましたらお答えください。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

これは非常に新しい事業というか、災害復旧の意味の事業になってくるわけですがけれども、これについては、事業は現在のところ、平成29年度までに終わるというところで事業を進めます。それと、この受益者負担の分なんですけれども、これについては、現在、この補正予算の中で予算化しているものでありますが、これは先ほど申し上げました国の事業メニューの中の制度に基づくものでありまして、その制度の中に事業の財源として、この受益者負担というのが財源の中に織り込まれております。そういった関係で、まずはこの事業を、これも当然平成28年度の国の第二次補正に基づくものでありますので、まずは

今の時期に予算化をした上で事業に取り組む必要があるということで、このことから、歳入財源として、受益者負担を、まず率として1.5%計上したところでありすけれども、この負担率につきましては、郡内の町とも協議をしまして、この1.5%という概数での率をここに上げておる状況であります。この負担率については、今後当然この事業を進める上においては、個人の財産が絡んでくるわけでありすので、受益者、関係する住民の方たちに十分な説明を行った上で事業を進める必要があります。そういった中で、この負担率については詰めていきたいと考えております。

また、当然このことについては、その都度において、議会の皆様に御理解をいただくというのが大前提になりますので、そういった面も整備をしていきたいと考えているところであります。

○5番（福永 啓君） わかりました。続きまして73ページ、全国大会出場助成金、大変こういう時期に出場して、これはしかも増額です、この補正は。これはどこが全国大会に出場してもらったんでしょうか。

○社会教育課長（吉本正剛君） こちらにつきましては、社会体育で扱っているところで増額した分です。結構大会への出場が多くなって、今の予算で底をつく予定ですので、1、2、3月分がないということで、今2件ほど問い合わせがっておりますので、その分で10万円ほど今度計上したところですよ。小坂が全国大会で、ソフトボールです。もう決まっております。「決まりですか」と呼ぶ者あり」はい。それとサッカーのクラブチームで、御船の中学生が3人入っておりますので、そちらの手当ということになります。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 71ページに、公民館の改修が出ていますが、これは今地域から要望が上がっているのはこれ以外にはないんでしょうか。

○社会教育課長（吉本正剛君） 公民館、集会所に関しましては、10月いっぱい、9月29日の嘱託員定例会でアンケート調査をしました。随時上げてこられているところは今まで12件ほど、今回のを含めて12件予算計上しておりますが、その前にアンケート調査をかけた中で、約30件ほどアンケートの中に入っておりますので、まだ計上されていないところはこれから問い合わせをして、予算計上に進みたいと思っているところです。

○6番（田上 忍君） はい、ではもう1点ですが。今回も震災関係でたくさんの工事の委託料とか設計とか出ていますけれども、4月から今まで随分完了したきたと思います。これ



は業者には支払い等はもう終わっているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（井本昭光君） 田上議員、それは解体の件ですか。

○6番（田上 忍君） いや、解体じゃないんです。

○議長（井本昭光君） 土木災害。

○6番（田上 忍君） はい、いろんな設計とか工事とかあると思うんですけど。

○会計管理者（福田敏江君） 各課から支出証明が上がってくれば、そのたびに随時に、毎週水曜日に後納払いになっておりますので、それに間に合う分については、随時支払いは終わっております。

○6番（田上 忍君） じゃ、各課からはもう昔のとか、4月とか5月とか、そういう古いものについては大体上がっているんですか。

○会計管理者（福田敏江君） 会計としましては、古い分についてというのは把握はできません。随時上がってきた分については必ず支払いは終わっているというところですよ。

○6番（田上 忍君） 会計からしたら上がってくれば、それは出されると思いますけれども、普通、民間企業というのは体力がないと、なかなかいつまでも入ってこないと、やっぱり会社としては苦しいと思うんです。ですから、やはり早めに終わったものは払ってもらいたいというところですよ。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第8号）について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。1時10分まで休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 1時10分まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時07分 休 憩

午後1時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（井本昭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第29号 平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（井本昭光君） 日程第2、議案第29号、「平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号、「平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第30号 平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（井本昭光君） 日程第3、議案第30号、「平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、「平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決をします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第31号 平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（井本昭光君） 日程第4、議案第31号、「平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、「平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 5 議案第32号 平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（井本昭光君） 日程第 5、議案第32号、「平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、「平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 6 議案第33号 平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（井本昭光君） 日程第 6、議案第33号、「平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（塚本勝紀君） ちょっとお聞きします。103ページでございます。ここに引込工事設計委託料とありますけれども、それとその中に32件とありますけれども、この説明をお願いいたします。

○総務課長（吉本敏治君） 103ページについて、今質問がありましたことについて、お答えいたします。

まず委託料32件の件ですけれど、これは熊本地震災害によります移設・移転工事の増加

に伴いまして、引込工事に係る事前調査の委託料ということになります。

それから、同じように工事費につきましても、熊本地震に係る工事の請負費が若干不足しがちということで、今後の見込みとしてこの金額を計上させていただいたものです。

○10番（塚本勝紀君） それはバラバラなあれですたいね。同じ部落なら部落を一括にしてなおしたわけですか、引っ張ったわけですね。

○総務課長（吉本敏治君） これは、申請に基づいて行っておりますので、どこ地区が何件ということではなくて、申請があった都度、その準備をしていくというものになります。

○10番（塚本勝紀君） ありがとうございます。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） かなり加入者が増加をしておりますが、このような状況で増えているという要因は、ありがたいことですが、何でしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 今年度、平成28年度については、熊本地震の影響がかなりありますけれど、熊本地震によって移設や移転が増えたということが一番関係していると考えております。

○4番（中城峯英君） 新規加入が増えているということですが。

○総務課長（吉本敏治君） 新規加入につきましては、大体前年度と同じような数字で推移をしております。したがって、結果として熊本地震による増加に伴いまして、例年と同じような新規の申込みがありますので、その分について、今後不足が見込まれるということで、今回補正として計上させていただいております。

○4番（中城峯英君） わかりました。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、「平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第34号 平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（井本昭光君） 日程第7、議案第34号、「平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 説明書の108ページです。資本的収入の企業債が1億5,500万円が全額補正されてゼロ円となっておりますが、この理由を説明してください。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 質問にお答えいたします。

これにつきましては、熊本地震によりまして、今年度計画しておりました事業、高木地区の配水管布設工事、2期目なんですけれども、その全面取りやめ、また中央道の布設管替え、それからもう1つが公営企業等の災害復旧で、一般会計から起債を組ませていただいて、こちらに他会計補助金としてもらう予定だったんですけれども、最初想定しました金額が約1億5,000万円程度の損害だったという概算を立てましたんですけれども、実際には5,000万円程度で済みましたので、企業会計といたしましては、一般会計で起債を組まなくても自分の持っている留保資金でされるという判断が付きましたので、これの計上を落としました。そういう形で、今年度のこの資本的収入について、起債を借りなくて済むというか、借らなくてもいいという判断のもとでこの計上をしたものであります。

○4番（中城峯英君） ここの3カ所については地震の影響で今年度は工事ができないということですね。じゃあ、来年度は計画されるんですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） はい、1年繰り延べて、平成29年度事業としてまた計上させていただきたいと考えています。

○4番（中城峯英君） わかりました。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（池田浩二君） 水道の災害の現状というのはどういうふうになっておりますか。もう全部復旧できているということですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 完全復旧と申し上げるにはちょっとほど遠いんですけれども、

一応各世帯に給水が可能な状態になっているということでございまして、まだ地震の影響によります漏水箇所も見られておりまして、随時その改修は行っておりますけれども、完全復旧とはいきませんけれども、給水世帯に御迷惑をかけない程度の給水能力は今保っている状態と判断をしております。

○1番（田端幸治君） 完全復旧しているということでございます。例えば仮設、いわゆる北田代地区に対する配水管というのは仮設になっていると思います。これについては、今後どのような考えをお持ちですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 北田代地区につきましては、あそこの県道が復旧しないと、今仮設で広域農道の橋を使っておりますけれども、これが建設課の情報を聞きたいと思うんですけど、あれがいつ終わるかという検討をしてみたんですけども、ここあと1年、2年にかかるだろうなというところで、町といたしましても、あと2年間ぐらいはリース管を今は布設して仮設をやっておりますけれども、2年間ぐらいは布設をして、その後道路復旧が、県道が道路復旧になるときに一緒に布設替え工事を行いたいと考えております。

○1番（田端幸治君） 通常であれば、地下埋設で水道管というのはされていると思います。あれは露出になっております。そういうことで、何らかの影響が発生をしないのか、そういうことに関しては、何か考えておられますか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） まず、考えられますのが寒さによる凍結です。これにつきましても、この前の座談会のときにも地区住民から出ましたけれども、今仮設管については、鋼管といいますか、そういうものを使っております、マイナス7度か8度で8時間以上であれば凍結をする可能性は出てくるんですけども、実質上凍る時間は4時間ぐらいだろうということで、まず凍結はしないだろうという判断を持っております。もし凍結した場合には途中に水を出すとか消火栓等で抜く場所があります。そこで抜いて凍結を防ぐ形を今水道係では判断をして、そういう対応をしたいと考えております。

○1番（田端幸治君） 逆に私は夏場です。夏場が非常に気温が上がって、いわゆる水が温かくなって、そのまま家庭に流れ込むんじゃないかという、そっちのほうに逆に心配だったんです。先ほど2年ぐらいかかるという想定をされているようですが、そのあたりの心配は大丈夫ですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） あそこは、給水で配水池までに持っていく管が今やっておりますので、その見地も行いました。あそこから旧田代西部小学校の下に配水池があります

けれども、あそこでためて、また1カ所、木戸屋の入り口のほうにまた上げてから、そこから下ろして配水を行っているものでありまして、その心配はないという判断をしております。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、「平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（井本昭光君） 日程第8、諮問第2号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第2号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり推薦に同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり同意することに可決をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

○議長（井本昭光君） 日程第9、発議第7号、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（清水 陳君） 発議第7号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。次の議案を、御船町議会議員規則（平成6年規則第1号）第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年12月8日提出。

提出者、御船町議会議員、清水 蕙。

賛成者、御船町議会議員、福永 啓。

賛成者、御船町議会議員、塚本 勝紀。

賛成者、御船町議会議員、田端 幸治。

賛成者、御船町議会議員、藤川 博和。

提案理由。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を地方自治法第99条の規定により提出する。これが、この議案を提出する理由である。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す

新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

熊本県上益城郡御船町議会、議長、井本昭光。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、伊達忠一様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

内閣官房長官、菅義偉様。

財務大臣、麻生太郎様。

総務大臣、高市早苗様。

厚生労働大臣、塩崎恭久様。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、発議第7号、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」を採決します。

本件は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

よって、原案のとおり提出することに決定をしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 請願第3号 御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願について

○議長（井本昭光君） 日程第10、請願第3号、「御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願について」を議題とします。

清水総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（清水 陳君） 請願第3号、御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願書についての審査報告。総務文教常任委員長の報告をいたします。

継続審議となっていました請願第3号について、平成28年11月17日、午後1時30分、審議会室において、総務文教常任委員7名、執行部から総務課長、企画財政課長、教育長、学校教育課長、計5名が出席し、審議を行いました。10月11日の委員会では、再度学校、PTAの代表と協議をする必要があることから高木小学校長、PTA会長、副会長、計3名に出席をいただき、これまでの経過報告と現状について説明、要望等の確認をいたしました。

また、土地の持ち主と学校が交わしている茶園貸借契約書の取扱いについて、民法110条の権限外の行為の表見代理について、総務課長より説明を受けました。その後、各委員から意見を求めました。

委員の意見として、「今後、学校、PTA、維持管理する予定なのか」「地主の購入希望価格は聞いているが、除去整地する場合は幾らかかるのか」「茶以外に他の体験学習は行っているのか」「教育委員会としてはどう考えているのか」以上の意見を踏まえ、町の厳しい財政状況を考慮し、また、ほかの体験学習をこれまで以上に取り入れて、将来を担う子どもたちのため、教育委員会、学校、PTAが連携し、努めていただきたい」ということです。

請願第3号、御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願書については、全会一致により不採択とすることに決しました。本会議においても委員長の報告どおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長の報告を終わります。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、請願第3号、「御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択と決定をされました。

これで、平成28年度第10回御船町議会定例会12月議会の議事日程はすべて終了しました。

よって、次回再開する定例会まで休会をします。

これをもって、平成28年度第10回御船町議会定例会12月議会を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時37分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員